

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
	部名 課名	30年度取組					
1	4 庁舎管理事務 総務部 総務文書課	光熱水費、維持管理費用等の軽減を図るための検討が必要である。	庁舎管理規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の管理・保管・排出の適性化	○	○
	対象: 市役所本庁舎、りんご庁舎	市役所及びりんご庁舎を維持管理するための光熱水費や通信運搬費、事務機器等の借上料などの支出事務や、施設や設備の保守点検業務などを行いました。	飯田市地域交流センター条例	業務用冷凍空調機器の適正管理と点検等の実施、廃棄時の書類の保存		○	○
	意図: 本庁舎、りんご庁舎の適正な管理						
4	9 車両管理事務 総務部 総務文書課	公用車の適正な整備点検の実施と、経年劣化により老朽化した車両の更新を行います。	飯田市車両管理規程	使用済み自動車の再資源化に関する法律	自動車廃棄時の適正処理のためのリサイクル券の保管、引取り証明書の保管	○	○
	対象: 庁用車及び総務文書課共有管理車両	公用車の適正な整備点検の実施と、経年劣化により老朽化した車両(ハイブリッド車、ワゴン車、軽貨物車2台)の更新を行いました。					
	意図: 良好な状態を維持します。						
8	35 人事管理事務 総務部 人事課	スリムで効率的な行政運営を行うため、引き続き適正な人事管理を実施していく必要があります。	地方公務員法等	職員のノーマイカー通勤の推進	ノーマイカー通勤の実施率を年度内目標で25%以上とする	○	○
	対象: 職員	また、国や県、他の地方公共団体の給与や勤務時間等の勤務条件の見直しの動向を踏まえ、適正な人事制度を実現していくとともに、正確かつ迅速な給与支給が求められます。	飯田市職員の給与に関する条例等				
	意図: 適正な人事管理、正確かつ迅速な給与管理の実施	社会人としての実務経験を有する者を即戦力として生かすための社会人選考を引き続き実施しました。 多様な人材が採用試験にチャレンジできるような従来の教養試験と適性検査から総合型適性検査(SP試験)に切替え、全国にあるテストセンターでの受験を可能にしました。 人物をより重視するために試験申込み時の面接を追加するとともに、受験生に配慮し東京会場を設けました。 法令、条例等に基づいた適正な給与支給や人事管理を行うため、人事給与システムの適切な運用及び管理を行いました。					
10	37 健康管理事業 総務部 人事課	職員の健康は、活力ある職場づくり、風通しのよい職場環境の前提となるものであり、心身の健康を保持していくことが求められています。メンタルヘルス上の問題を抱え、長期の休養を余儀なくされている職員が増加傾向にある中、職場として精神面のケアの重要性が高まっています。	労働安全衛生法	労働安全衛生法	職員の健康診断及びストレスチェックは事業主の実施義務	○	○
	対象: 職員	・全職員を対象とした健康診断(人間ドック受診、定期健康診断、生活習慣病予防健診、婦人科健診)を実施しました。 ・特定保健指導を実施しました。 ・メンタルヘルス対策として、ラインケア研修、セルフケア研修を開催。セルフケア研修2回のうち1回は、ストレスチェックで仕事量の負担が高い保育士に職種を限定した研修を実施しました。					
	意図: 職員の健康管理を適切に行って良質な市民サービスを提供する	・飯田市職員におけるハラスメントの防止に関する指針をグループウェア等に掲載して職員に周知するとともに相談窓口となる相談員を配置するなど体制づくりを進めました。					
13	49 市税賦課事業 総務部 税務課	地方税電子申告(eLTAX)利用促進に向けた取組を継続し、納税者の利便性の向上を図ります。	地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則、市税条例	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管 家電リサイクル券(控)に記載された「お問い合わせ管理番号」による検索で、メーカーに引き渡されたことを確認	-	-
	対象: 納税義務者、納税通知書・納付書	経験の浅い職員も多いことから、職員の専門知識の習得や情報収集のため、研修会への参加を計画的に実施します。					
	意図: 市税の適正な賦課を行い、納税義務者に確実に届ける	賦課業務における処理手順を明確にし、法改正に伴う対応など正確で統一的な事務処理を行うため、業務マニュアル等の改訂や整備を行います。					
14	50 市税徴収事務 総務部 納税課	・市民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書を確実に送達しました。 ・適正な市税賦課を行うため、賦課資料の整理と課税客名の把握に努めました。個人市民税特別徴収一斉指定により、前年度に比べ特徴が800事業所、4,700人増となりました。	地方税法	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 使用済み自動車の再資源化等に関する法律	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年) リサイクル券の保管(自動車保有時) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 リサイクル券の保管(自動車所有時)	○	○
	対象: 納税義務者	・市税賦課と納税通知書の発送を確実に円滑に行うため、電算システムによる課税事務処理を実施しました。 ・令和3基準年度固定資産税評価替えに向け、必要な業務を実施しました。 ・地方税電子申告(eLTAX)の利用を促進しました。					
	意図: 市税の正確な収納管理を行うとともに、未納の解消を図る。	納付しづらい市税を正確かつ迅速に管理し、また、納付しやすい環境の整備と納税意識の高揚に努め、現年度収納率を向上させることが、市民サービスのための安定した自主財源の確保につながります。納期限内に納付のない納税義務者に対しては、督促状、催告書、警告書を送付し早期に自主納付いただくよう働きかけますが、それでもなお納付いただけない場合は、優良な納税義務者との公平を期するため厳正な滞納処分を執行することが必要です。					
24	33 交通体系整備事業 リニア推進部	・納期限内に納付のない納税義務者に対し、督促状、催告書を送付し早期の自主納付を働きかけました。 ・広報などにより口座振替納付を推進しました。(口座振替割合 48.21パーセント)					
	対象: 市民	・充分な納税實力を有しながら誠実な納税意思が認められない滞納者に対し、迅速かつ適正な滞納処分を行いました。(差押件数 1,829件) ・滞納額が大きく早期解決が困難なケースの一部を長野県地方税滞納整理機構に移管し徴収業務を依頼しました。(移管件数 30件) ・市税の過誤納分の迅速正確な還付に取り組みました。					
	意図: 市民の地域公共交通利用	・市民バスの利用者は高校生の通学、一般の通勤が中心で平成27年度をピークに減少傾向にあります。路線によっては乗車率が低い状況が続いています。 ・乗合タクシーの利用状況は、ほぼ横ばいであり、新たな利用者の獲得が必要です。 ・公共交通に係る国補助金の減少に伴い、市の支出が増大しており持続可能な体系構築が急務となっています。 ・JR飯田線の活性化に向け、期成同盟会と歩調を併せて進めていきます。					
25	45 リニア推進事業 リニア推進部	飯田市地域公共交通改善市民会議を開催し、バス・乗合タクシーの運行、利用促進について協議しました。					
	対象: リニア中央新幹線整備	主な内容として、ピアゴ飯田駅前店の9月閉店に伴い、買い物困難者対策として乗合タクシーがどこも線貫いた物運搬の委託運行開始、山本地域づくり委員会から要望のありました西部山麓線への乗合タクシーを平成31年4月から実証運行開始、市民バス大休線の運行事業者変更を協議しました。					
	意図: 早期開業	地区民生児童委員協議会や高齢者クラブに出向いて乗合タクシーの利用方法等の説明を行い、利用促進に取り組みました。広域バス駒場線の車両へ風越高等学校生徒がデザインした原画をラッピングし、利用促進につなげました。					
25	45 リニア推進事業 リニア推進部	JR東海による工事計画の具体化に当たり、関係機関、関係地区、関係団体との一層の調整が必要となります。中央アルプストンネルの準備工事の着手が29年度中に予定されています。工事に伴う地域への影響を極力回避、低減する計画としていくことが重要であり、JR東海と詳細な協議が必要になります。建設発主との対応についても、JR東海による計画を地元と調整し、地域全体で合意いただける計画となるように調整していく必要があります。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条)	リサイクル券の保管(自動車保有時)	引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	○	○
	対象: リニア中央新幹線整備	2027年開業に向け、JR東海の工事計画について関係機関や地元地区と調整を進めました。地上区間では、高架橋部及び駅部の用地取得に向けた協議を進めています。トンネル区間では、妙琴公園内等で中央アルプストンネル掘削に向けた準備工事を進めており、風越山トンネルでは、シールド工法による掘削の工事計画を検討しました。野底川以西の水資源事後調査をH31年1月から開始しています。道水路の機能回復においては地権者・地元との合意形成のもと事業を進めました。発生土置き場では、具体的な造成計画を検討し、関係地区と協議を進めています。リニア駅周辺整備のための基金を積み立てました。				○	○
	意図: 早期開業						

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	30年度取組					
28	48 リニア用地取得事業 リニア用地課 推進部	用地取得計画について、関係機関の事業計画と調整を図る必要があります。 移転を余儀なくされる方に寄り添った対応が必要です。 代替地確保が最重要課題です。	全国新幹線鉄道整備 法第13条第4項 中央新幹線(品川・名古屋間)に係る用地取得事務の委託に関する協定	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条) リサイクル券の保管(自動車所有時)	引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	—	—
	対象:	中央新幹線、駅周辺整備及び代替地整備に係る用地				○	○
	意図:	用地を取得する					
		リニア本線については、上郷地区・座光寺地区の明かり区間の用地測量・物件調査を行いました。また、黒田非常口の用地取得を行いました。 用地関係者組合については、上郷地区7組合、座光寺地区6組合を設立し、土地評価の確認に向けた取組を進めました。 代替地登録制度については、8月1日から登録地情報の閲覧を開始しました。 丹保・北条代替地については、整備範囲を確定し、整備計画案を作成しました。					
29	61 健康福祉部 福祉課	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、多様な主体による地域福祉活動を推進する必要があります。 社会福祉法の改正により、社会福祉法人が適正に運営されるよう、所轄庁として指導する必要があります。 厚生住宅については、施設の老朽化が進み、施設のあり方について検討する必要があります。 健康福祉部関連の計画作成や計画の進捗状況を確認したり、課題の共有を図るため社会福祉審議会を開催しました。 福祉有償運送事業者を交えた福祉有償運送運営協議会を開催し、補助金額や利用料金について協議を行いました。	社会福祉法 飯田市社会福祉審議会条例、飯田市営住宅等条例	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理(リサイクル券の保管(自動車所有時)、引取証明書の保管(自動車廃棄時1年))	○	○
	対象:	福祉事務所の事務事業	飯田市福祉有償運送運営協議会要綱				
	意図:	円滑な業務の遂行	飯田市福祉社会館条例				
		終年により改修が必要な部分が増加しており、年次計画に基づき計画的な改修が必要です。					
34	66 健康福祉部 福祉課	福祉会館及びふれあいの郷公園の管理を、飯田市社会福祉協議会に指定管理者制度による指定管理を行いました。 飯田市福祉会館(さんとおあ飯田)については、施設の貸出、消防設備点検、空調管理、清掃業務を、ふれあいの郷公園については、駐車場設備保守点検、樹木管理を行いました。	特定家庭用機器再商品化法 消防法	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 危険物等の貯蔵・火災の予防	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 危険物の貯蔵・火災の予防	○	○
	対象:	市民		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理	○	○
	意図:	社会福祉に関する活動の場の提供による市民福祉の増進					
36	68 健康福祉部 福祉課	貸会議室や研修の拠点としての利用が少なくなっており、利用実績を見ながら、引き続き施設の在り方について検討していきます。	飯田市南信濃福祉研修センター条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理	○	○
	対象:	市民		特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 消防法	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	—	—
	意図:	社会福祉に関する活動の場の提供による市民福祉の増進				○	○
44	77 健康福祉部 福祉課	障害者生活ケアセンターで行う生活介護は、利用料金制による指定管理を行っています。関係機関と連携し、稼働率の向上を図る必要があります。	飯田市障害者生活ケアセンター条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理 特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	○	○
	対象:	・飯田市障害者生活ケアセンターの管理運営を、社会福祉法人悠水会に指定管理者制度による指定管理を行っています。 ・効果的な運営体制について、指定管理者と協議を行う中、重度の障がいを持たれた方の日中活動の場を確保し、また運営の安定を図るために、平成31年4月より共生型サービスに変更し、中部デイサービスセンターと一休型のサービス提供が行われることとなります。		特定家庭用機器再商品化法 消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	○	○
	意図:	・利用する障がい者の利便性と指定管理者の介護負担の軽減を図り、事業用備品の更新を実施しました。					
		終年に伴い、今後、施設の改修が必要になります。					
45	78 健康福祉部 福祉課	・飯田市南信濃障害者等活動支援センターの管理運営を、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会に指定管理者制度による指定管理を行っています。	飯田市南信濃障害者等活動支援センター条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理	○	○
	対象:	・遠山地域で暮らす障がい者の自立と社会参加の場として、貴重な社会資源のひとつとなっています。		特定家庭用機器再商品化法 消防法	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	○	○
	意図:						
48	130 健康福祉部 福祉課	福祉企業センター管理運営事業	生活保護法 障害者総合支援法 飯田市授産施設条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	廃棄物の適正処理 適正管理	○	○
	対象:	授産施設利用者		消防法 南信州広域連合火災予防条例 浄化槽法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護 危険物の基準に従った貯蔵及び取扱い 排水の適正処理	○	○
	意図:	安定した受託収入を得られるように、受託取引業者の確保が必要です。 施設の老朽化により、安全性・利便性の点から、計画的な改修整備が必要です。 公共施設マネジメント基本方針に基づき、利用状況や福祉支援制度の動向を踏まえた施設のあり方の検討が必要となります。		使用済み自動車の再資源化等に関する法律	自動車廃棄時の適正処理	—	—
		安定した受託収入を得られるように、受託取引業者の確保を行い、他機関等と連携し利用者の確保に努めました。 老朽化した施設の整備を実施しました。 上村福祉企業センターの各分場について、今後の方向を検討しました。					
55	108 健康福祉部 福祉課	北方寮管理運営事業	児童福祉法 飯田市母子生活支援施設条例	フロン類の適正な回収 南信州広域連合火災予防条例	家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)点検(1回/年)及び結果報告 灯油タンクの管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	○	○
	対象:	子育て支援課					
	意図:	母子(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子、その者の監護すべき児童)				○	○
		安心して生活し、自立できる					
72	127 健康福祉部 福祉課	こども家庭応援センター運営事業	子育てと発達 子育て支援課	自動車所有についての法令を遵守	リサイクル券の保管 引取証明書の保管(1年)	○	○
	対象:	子育てでつづける、子育てが楽しくなる講座やイベントについて効果的なPRや更なる拡充が必要となります。					
	意図:	親子でつづける、子育てでつづける、子育てが楽しくなる講座やイベントについて効果的なPRや更なる拡充が必要となります。					
		子ども家庭応援ニーズの早期発見と支援体制の強化を図ります。 ゆいきつ講座では母親向けリラクゼーション体験や親子で楽しめるコンサートの他、父親向けの親子体操講座、保護者同士のトークイベント、断乳卒乳、保育所入所や就学の話、防災の話と幅広く子どもと家族の健康と育ちを楽しむ内容になりました。 子どもと子育ての相談に市の関係機関が連携して適切に対応できるように保健・医療・福祉・教育の関係機関による発達相談支援体制についての協議会を開催し、現状把握と課題認識を深めました。					

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	30年度取組					
73	79 老人福祉推進事務	老朽化が進んだ施設の維持管理方法が課題です。		産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置)	○	○
	健康福祉部 対象: 老人福祉一般事務			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	○	○
	意図:			特定家庭用機器再商品化法	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の使用と廃棄	○	○
				南信州広域連合火災予防条例	危険物の保管施設、灯油タンク等の管理(貯蔵、取扱、届出、自主点検の実施)	○	○
				浄化槽法	保守点検及び清掃(1回/年)指定検査機関による水質検査の実施(1回/年)	○	○
				使用済み自動車の再資源化に関する法律	自動車廃棄時	○	○
79	85 上村デイサービスセンター運営事業	利用者の倍増による基準の確認や、職員の負担増によるサービス提供が低下することのないよう支援します。		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保管	○	○
	健康福祉部 対象: 上村・南信濃地区の要介護・要支援認定者で通所介護サービスを提供し、要介護状態の改善、維持、悪化を防ぐ			産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置)	○	○
	意図:			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	○	○
				特定家庭用機器再商品化法	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の使用と廃棄	-	-
				消防法	防火管理者の選任、消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告、避難訓練の計画の届出及び訓練の実施(1回/年又は2回/年)	○	○
				南信州広域連合火災予防条例	危険物の保管施設、灯油タンク等の管理(貯蔵、取扱、届出、自主点検の実施)	○	○
80	86 飯田荘施設整備事業	第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画による建替えであり、現在の建物の取り壊し撤去を含めて、平成31年3月末を施設整備事業の終了予定とします。 ・第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画による特別養護老人ホーム飯田荘の建替えを行いました。		浄化槽法	保守点検及び清掃(1回/年)、視点検査機関による水質検査の実施(1回/年)	○	○
	健康福祉部 対象: 公設民営の特別養護老人ホーム(飯田荘)			使用済み自動車の再資源化に関する法律	自動車廃棄時	-	-
	意図:			建築基準法	廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存	-	-
				工事に伴う周辺道路の交通障害	周辺住民の生活の安寧が保たれるように配慮する	○	○
91	99 介護予防拠点施設管理事務	設備の経年劣化し、修繕等費用が増加します。 ・介護予防拠点施設の管理運営を行いました。	飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置)	○	○
	健康福祉部 対象: 松ぼっくり、かさまつのと		飯田市かさまつのと条例	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	○	○
	意図:						
92	100 介護予防拠点管理事業費【新規】	介護予防拠点施設について指定管理することにより効率的な管理運営を行います。 ・飯田荘に併設した介護予防拠点施設「おまめでサロン」について指定管理により社会福祉法人飯田市社会福祉協議会が管理を行いました。 ・おまめでサロンで認知症予防のための運動講座等を行いました。		産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置)	○	○
	健康福祉部 対象: 介護予防拠点施設			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器の適正管理と点検の実施	○	○
	意図:						
114	134 上村診療所運営事業	上村には医療機関がなく、また、南信濃地区には医療機関があるものの受診するためには長時間の移動が必要な地域が多いため、より安心して暮らすためには一つでも多くの身近な医療機関が必要です。 診療所の運営に必要な医師及び看護師を確保して飯田市立上村診療所を運営しました。	医療法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理	○	○
	健康福祉部 対象: 保健課			業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に一回以上)		○	○
117	137 予防接種事業	平成25年度から今年度までの間に新しく6ワクチンが定期化され、特に就学前までに接種する本数は倍増しています。現在も国では新しいワクチンの定期化に向けて検討がされており、今後さらに拡大していくことが推測されます。頻繁に行われる制度改正に対して、確実で迅速な対応が求められています。わかりやすい周知方法の工夫や関係機関との連携を密にする等に配慮し、安全性を維持しつつ標準的接種年齢での接種率を高めていく必要があります。 A類疾病:積極的勧奨を行い、接種率を高めました。 全額公費負担・対象年齢に達する時期に合わせた個別通知・未接種者へ接種勧奨・乳幼児健診等の機会を利用した接種勧奨 【ワクチンの種類】B型肝炎、Hib、小児の肺炎球菌、4種混合、2種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がん等 B類疾病:接種希望者が接種しやすい環境を整えました。 一部公費負担・個別通知(周知) 【ワクチンの種類】高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	予防接種法、予防接種施行令、予防接種施行規則	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に一回以上)	○	○
	健康福祉部 対象: 保健課		飯田市県外予防接種費補助金交付要綱	感染性廃棄物の適正処理		○	○
	意図:		飯田市予防接種健康被害調査委員会条例、飯田市予防接種事故災害補償規則				

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中	年
部名	課名	30年度取組				間	間
121	健康福祉部	一般健康相談事業	健康増進法	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理	-	-
	保健課	・現状と将来予測の両面を踏まえて、より優先度の高い取組、より効果的上がる取組を進めます。 ・自殺予防対策に関わる関係者や関係機関との連携を図り、人材育成を積極的に行います。 ・健康づくり家庭訪問のまとめから、働き盛り世代からの健康づくりの大切さを市民に伝えます。 ・健康、福祉、介護、子育てを総合的にマネジメントしていくための地域健康ケア計画を策定し、推進しました。 ・健康増進や疾病予防のために個人の生活に合わせた相談を行いました。また、こころの健康に関する相談窓口を開設しました。 ・「結の心でつながる飯田市自殺対策推進計画」を策定しました。 ・生活習慣病が重症化しやすいと予測される特定健診未受診者(生活習慣病の治療のない人、血液検査を受けていない人)に対し、保健師が家庭訪問等で健康状態の把握や相談、受診勧奨を行いました。	自殺対策基本法				
	対象:	一般市民					
	意図:	①計画の適切な評価と検証、取組の見直しを行うことで、市民の健康づくりを進めます。②気軽に心や体の健康について相談ができ、健康を維持することができるよう支援します。					
122	健康福祉部	健康診査事業	健康増進法	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理	-	-
	保健課	がんは死因の第1位であり、市民の健康にとって重要な課題です。また、高額医療の原因疾患はがんがもっとも多く、がんを早期に発見し治療することは、医療費の削減にもつながります。しかし、がん検診の受診者は横ばい傾向であるため、受診率向上への取り組みやがん予防や検診についての啓発が必要です。 ・がんを早期発見し治療につなげるために、がん検診を実施しました。(胃、大腸、乳、肺、子宮、胃がんリスク検査) ・がん検診受診率向上のための普及啓発、個別の受診勧奨を行いました。また、受診しやすい環境づくりとして土曜日の日程を設定し(胃、大腸、乳がん、胃がんリスク検査)実施しました。 ・電話、文書等でがん検診の精密検査対象者へ受診勧奨及び状況把握を行いました。 ・後期高齢者保険加入者を対象とした健康診査を飯田医師会に委託し実施しました。 ・医療にかかっていない76歳の方へ受診勧奨を実施しました。	がん対策基本法 高齢者の医療の確保に関する法律				
	対象:	職場等で検診(健診)受診の機会のない市民					
	意図:	疾病を早期に発見し治療につなげる					
150	市民協働環境部	火葬事業	墓地、埋葬等に関する法律 及び 同施行規則	消防法 消防法 浄化槽法	地下タンクの定期点検 消防設備の点検・結果報告 浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理(保守点検等)	○	○
	環境課	また、施設建物の耐用年数を考慮し、次期施設のあり方を検討していく必要があります。 ★灯油の漏洩による地下水や土壌の汚染に注意する必要があります。	飯田市斎苑条例 及び 同施行規則	電気事業法	電気保安業務による定期点検の実施	○	○
	対象:	斎苑利用者	飯田市市外火葬場利用補助金交付要綱	大規模地震対策特別措置法 水質汚濁防止法	消防計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 事故の状況及び処置の報告	○	○
	意図:	快適な環境で市の斎苑を利用できる					
151	市民協働環境部	環境衛生事業	動物の愛護及び管理に関する法律	農業取締法	農業の保管庫の管理、農業の保管量の把握、利用状況の記録	○	○
	環境課	人口減少や高齢化などにより、地域ぐるみで取り組んできた河川清掃の実施が難しくなりつつあります。 ★アメンロ農業の保管管理不全(盗難等)による汚染に注意する必要があります。	化製場等に関する法律				
	対象:	生活環境(河川、周辺環境等)	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律				
	意図:	市民参加により良好に環境が保たれている					
152	市民協働環境部	公衆便所事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条第5号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	公衆便所を衛生的に維持する	○	○
	環境課	いたすら等による汚れ、破損等を早期に発見し補修を行う必要があります。 施設の老朽化や時代に合わない施設について、改修又は廃止を検討する必要があります。 ★冬期や設備老朽化に起因する水栓凍結漏水による水道料、修繕費が増大するリスクがあります。					
	対象:	公衆トイレ					
	意図:	常に良好な利用環境を保つ					
153	市民協働環境部	畜犬事業	狂犬病予防法 及び 同施行規則	狂犬病予防法	狂犬病の予防注射を実施(1頭/年)	○	○
	環境課	フンの放置等、飼い主のマナーの低下による苦情等が増加しています。 近年、猫の苦情が増えています。飼い猫、野良猫にかかわらず、予定外に子猫が増えることで、猫による被害が増えているものと推測されます。 ★予防接種時の事故(注射時、移動時の交通事故)に注意する必要があります。	動物の愛護及び管理に関する条例				
	対象:	飼い主 及び 市民	飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例				
	意図:	狂犬病を予防し、正しい飼い方を身につける					
154	市民協働環境部	環境汚染対策事業	環境基本法	飯田市環境基本条例 第6条	市は基本理念の実現を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する施策を推進しなければならない。	○	○
	環境課	現在の飯田市を取り巻く環境側面を、数値化し監視を続けることによって、公害の発生や、開発行為に伴う自然・生活環境への影響を早期・的確に把握します。 ・簡易浄化槽の適正な管理のために啓発・指導に取り組みました。 ・市内の主要な河川の水質検査を実施し汚染状況を確認しました。 ・地下水(井戸水)の水質等を調査しました。また、リニア中央新幹線工事に伴う地下水への影響を把握するため、関係地の地下水の水位等を調査しました。 ・自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。 ・環境汚染が発生した折は、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかに適切な対応に努めました。	騒音規制法 悪臭防止法	騒音規制法 第18条	市は自動車騒音の状況を常時監視し、国に報告する。	-	○
	対象:	市民の生活環境		水質汚濁防止法 第15条	市は公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、国に報告する。	○	○
	意図:	環境汚染が発生しない良好な生活環境の維持					
155	市民協働環境部	自然環境保全推進事業	環境基本法	飯田市環境基本条例 第3条	市は基本理念にのっとり、市域の自然的社会的状況に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	○	○
	環境課	市民一人ひとりが緑と生物多様性の重要性を認識し、地域ぐるみで保全活動を推進します。 ＜南アルプスエコスエコパーク(事務局:南アルプス自然環境保全活用連携協議会(3県10市町村))活動に取り組みしました。 ＜南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク(事務局:同協議会(長野県4市町村))活動に取り組みしました。＜企画課とともにエコパーク・ジオパークを主題とした高校生・大学生を対象としたフィールドスタディに取り組みしました。＜庁内におけるエコパーク・ジオパークの事業の調整を行うため、担当者会議を開催しました。＜飯田市内の自然環境の保全に取り組む団体と話し合いの機会を設けました。	環境基本条例				
	対象:	飯田市の自然環境					
	意図:	飯田市の自然環境の保全					
156	市民協働環境部	環境教育推進事業	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 第6条	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 第6条	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、飯田市の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。	○	○
	環境課	豊かな自然を保全し、これと共生する地域社会の構築。また、循環型社会を形成し、環境への負荷の低減、これらの重要性を踏まえ、市民の自発的意欲を尊重し、多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たし、相互の協力による環境教育を組み立てる必要があります。 ＜自然観察会を開催し、自然とのふれあいの場を設けました。＜市内内外を問わず、学校や地域団体を対象に、環境産業公園やグリーン・ルーク千代の視察を通じて、環境保全への意識の高揚を図りました。＜市内小学校4年生を対象に、自然環境保全ポスターの作製を通じて環境保全への意識の高揚を図りました。また、入選作品を市内大型商店などへ展示、ポスター看板を作製して各地区へ掲示することにより、多くの市民の環境保全への意識の高揚に努めました。＜市内小学校4年生に向け、ごみの分別についての社会科副読本を作成し配布しました。					
	対象:	市民					
	意図:	環境保全について理解を深め、環境保全活動を行う意欲の増進					

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
		部名 課名	30年度取組					
157	161	3R推進事業	生活や事業活動の中に3Rが習慣化することを目指し、発生抑制や再使用にしっかりと取り組みながら、資源ごみの適正な分別と排出の徹底を図る必要があります。 ★景観上、好ましくない状況が発生する可能性があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進基本法	飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集	○	○
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	燃やすごみへの混入量が増えしまった「容器包装プラスチック」を、再びリサイクルのルートへ誘導するため、平成29年9月にサイズを縮小した容器包装プラスチック用指定ごみ袋を、平成30年12月に従前の大サイズにご還元。ごみ処理費用負担制度と併せ「フラスコ資源」としての排出が、経済面で優位であるように誘導策を講じました。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	3月に発行し全戸配布した「ごみリサイクルカレンダー」と「ごみ出しガイドブック」の中でも、この部分に重点を置いて啓発を行いました。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	飯田市内における不法投棄及びポイ捨て等の根絶を目指し、地域の環境美化に取り組み、ポイ捨て等をされにくい環境づくりを進める必要があります。 ★公衆衛生上、好ましくない状況が発生する可能性があります。 ★地域環境の美化が図られる可能性があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集	○	○
158	162	地域環境美化推進事業	飯田市内における不法投棄及びポイ捨て等の根絶を目指し、地域の環境美化に取り組み、ポイ捨て等をされにくい環境づくりを進める必要があります。 ★公衆衛生上、好ましくない状況が発生する可能性があります。 ★地域環境の美化が図られる可能性があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集	○	○
	市民協働環境部 対象: 一般廃棄物	一般廃棄物	・環境美化指導員を配置し毎日パトロールを行いました。 ・各地区に不法投棄パトロール員を委嘱し巡視いただきました。 ・各地区に環境美化推進補助金を交付し、環境美化活動にご活用いただきました。 ・毎月市職員と環境美化指導員による夜間パトロールを実施し、重点地域の巡視活動と抑止活動を行いました。 ・飯田建設事務所等と共同で河川パトロールを実施。 ・春のごみゼロ運動は5月27日を中心に、秋のごみゼロは11月11日を中心に、全市各地区ごと実施しました。のべ31,834人御参加いただきました。	飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例	ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例	ポイ捨て防止、環境美化に関するまちづくり委員会の取り組み支援	○	○
	市民協働環境部 対象: 一般廃棄物	一般廃棄物	・環境美化指導員を配置し毎日パトロールを行いました。 ・各地区に不法投棄パトロール員を委嘱し巡視いただきました。 ・各地区に環境美化推進補助金を交付し、環境美化活動にご活用いただきました。 ・毎月市職員と環境美化指導員による夜間パトロールを実施し、重点地域の巡視活動と抑止活動を行いました。 ・飯田建設事務所等と共同で河川パトロールを実施。 ・春のごみゼロ運動は5月27日を中心に、秋のごみゼロは11月11日を中心に、全市各地区ごと実施しました。のべ31,834人御参加いただきました。	飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例	ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例	ポイ捨て防止、環境美化に関するまちづくり委員会の取り組み支援	○	○
	市民協働環境部 対象: 一般廃棄物	一般廃棄物	・環境美化指導員を配置し毎日パトロールを行いました。 ・各地区に不法投棄パトロール員を委嘱し巡視いただきました。 ・各地区に環境美化推進補助金を交付し、環境美化活動にご活用いただきました。 ・毎月市職員と環境美化指導員による夜間パトロールを実施し、重点地域の巡視活動と抑止活動を行いました。 ・飯田建設事務所等と共同で河川パトロールを実施。 ・春のごみゼロ運動は5月27日を中心に、秋のごみゼロは11月11日を中心に、全市各地区ごと実施しました。のべ31,834人御参加いただきました。	飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例	ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例	ポイ捨て防止、環境美化に関するまちづくり委員会の取り組み支援	○	○
159	163	ごみ適正処理事業	ごみの適正な分別と排出を徹底していく必要があります。 着実な収集運搬と適正な処理の継続的な実施を行う必要があります。 ★長い時間放置されたごみから悪臭が発生する可能性があります。 ★景観上、公衆衛生上、好ましくない状況が発生する可能性があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進基本法	飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集	○	○
	市民協働環境部 対象: 一般廃棄物	一般廃棄物	・ごみ集積所、リサイクルステーションを設置し、廃棄物、資源物の効率的な回収を行っています。 ・ごみの収集運搬は全て業者に委託していますが、運搬は密に行い、課題に対し迅速な対応ができる体制としています。 ・前年度内に各家庭に行渡るよう、ごみリサイクルカレンダーを印刷し、配布しています。本年度は内容を大幅に見直し、加えてより詳細にごみ分別を著したごみ出しガイドブックを別に作成し、全戸に配布しました。 ・燃やすごみの中間処理先である稲葉クリーンセンター、そして埋立ての最終処分場、それぞれの施設とも情報を共有し、適正処理に努めています。	特定家庭用機器再商品化法				
	市民協働環境部 対象: 一般廃棄物	一般廃棄物	・ごみ集積所、リサイクルステーションを設置し、廃棄物、資源物の効率的な回収を行っています。 ・ごみの収集運搬は全て業者に委託していますが、運搬は密に行い、課題に対し迅速な対応ができる体制としています。 ・前年度内に各家庭に行渡るよう、ごみリサイクルカレンダーを印刷し、配布しています。本年度は内容を大幅に見直し、加えてより詳細にごみ分別を著したごみ出しガイドブックを別に作成し、全戸に配布しました。 ・燃やすごみの中間処理先である稲葉クリーンセンター、そして埋立ての最終処分場、それぞれの施設とも情報を共有し、適正処理に努めています。					
	市民協働環境部 対象: 一般廃棄物	一般廃棄物	・ごみ集積所、リサイクルステーションを設置し、廃棄物、資源物の効率的な回収を行っています。 ・ごみの収集運搬は全て業者に委託していますが、運搬は密に行い、課題に対し迅速な対応ができる体制としています。 ・前年度内に各家庭に行渡るよう、ごみリサイクルカレンダーを印刷し、配布しています。本年度は内容を大幅に見直し、加えてより詳細にごみ分別を著したごみ出しガイドブックを別に作成し、全戸に配布しました。 ・燃やすごみの中間処理先である稲葉クリーンセンター、そして埋立ての最終処分場、それぞれの施設とも情報を共有し、適正処理に努めています。					
160	164	最終処分場管理事業	埋立ごみの円滑な受入と、適正な処理を行うと共に、環境基準に適合した河川放流をするため水処理施設の管理を行います。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	リサイクル券の保管(自動車所有時)引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	○	○
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	1 埋立ごみ(委託業者、一般持込)の受入をします。 2 埋立ごみに含まれる資源の分別回収をします。 3 ごみの埋立処理をします。 4 焼却灰の埋立処理をします。 5 浸出水処理施設の管理をします。 6 旧処分場の維持管理をします。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の二	飯田市一般廃棄物最終処分場に関する環境保全協定書	最終処分場処理水の水质における協定値の厳守	○	○
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	埋立ごみ(委託業者、一般持込)の受入をします。 埋立ごみに含まれる資源の分別回収をします。 ごみの埋立処理をします。 焼却灰の埋立処理をします。 浸出水処理施設の管理をします。 旧処分場の維持管理をします。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	埋立ごみ(委託業者、一般持込)の受入をします。 埋立ごみに含まれる資源の分別回収をします。 ごみの埋立処理をします。 焼却灰の埋立処理をします。 浸出水処理施設の管理をします。 旧処分場の維持管理をします。					
161	374	市営墓地経営事業	墓地の希望者、墓地の返還者の状況から、墓地の需要を的確につかんで区画造成していくとともに、墓地の承継者がいなくなる世相なども勘案し、今後の市営墓園のあり方も含めて検討していく必要があります。 ★墓地の漏水(水道水)に注意する必要があります。	墓地、埋葬等に関する法律 及び 同施行規則	墓地、埋葬等に関する法律	市民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共福祉の見地から、支障なく行われること	○	○
	市民協働環境部 対象: 市営墓地	市営墓地	墓地経営は、維持管理の観点から地方公共団体が経営することが責務となっています。市営墓園では、快適で衛生的な環境を保つために公有部分の維持管理を行うことはもちろんのこと、使用者へも聖地内の管理について呼び掛けを行います。そのためには、常に使用者の把握に努め、承継や変更等を直ちに墓地台帳へ反映するよう努めます。 平成16年度から造成・整備を行っている西部墓園は、逐次区画の増設を行っており、残区画の状況をみながら新区画造成の検討を行います。	飯田市市営墓園条例 及び 同施行規則				
	市民協働環境部 対象: 市営墓地	市営墓地	墓地経営は、維持管理の観点から地方公共団体が経営することが責務となっています。市営墓園では、快適で衛生的な環境を保つために公有部分の維持管理を行うことはもちろんのこと、使用者へも聖地内の管理について呼び掛けを行います。そのためには、常に使用者の把握に努め、承継や変更等を直ちに墓地台帳へ反映するよう努めます。 平成16年度から造成・整備を行っている西部墓園は、逐次区画の増設を行っており、残区画の状況をみながら新区画造成の検討を行います。					
	市民協働環境部 対象: 市営墓地	市営墓地	墓地経営は、維持管理の観点から地方公共団体が経営することが責務となっています。市営墓園では、快適で衛生的な環境を保つために公有部分の維持管理を行うことはもちろんのこと、使用者へも聖地内の管理について呼び掛けを行います。そのためには、常に使用者の把握に努め、承継や変更等を直ちに墓地台帳へ反映するよう努めます。 平成16年度から造成・整備を行っている西部墓園は、逐次区画の増設を行っており、残区画の状況をみながら新区画造成の検討を行います。					
162	147	環境保全推進事務	環境プラン第3次改訂版の最終年度として環境レポートを作成し、環境審議会にて報告をしました。今後は環境プラン第4次改訂版に掲げる事項を、市民に対してより広くかつ分かりやすく報告できるように、平成30年度の環境施策の整理や報告のやり方を検討する必要があります。	環境基本法 飯田市環境基本条例	飯田市環境基本条例(第8条)	環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等に関する年次報告書の作成、環境審議会での意見聴取、一般への公表	○	○
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	環境プラン第3次改訂版の最終年度として環境レポートを作成し、環境審議会にて報告をしました。今後は環境プラン第4次改訂版に掲げる事項を、市民に対してより広くかつ分かりやすく報告できるように、平成30年度の環境施策の整理や報告のやり方を検討する必要があります。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	環境プラン第3次改訂版の最終年度として環境レポートを作成し、環境審議会にて報告をしました。今後は環境プラン第4次改訂版に掲げる事項を、市民に対してより広くかつ分かりやすく報告できるように、平成30年度の環境施策の整理や報告のやり方を検討する必要があります。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	環境プラン第3次改訂版の最終年度として環境レポートを作成し、環境審議会にて報告をしました。今後は環境プラン第4次改訂版に掲げる事項を、市民に対してより広くかつ分かりやすく報告できるように、平成30年度の環境施策の整理や報告のやり方を検討する必要があります。					
163	151	ISO14001推進事業	ISO 14001の2015年版に対応する飯田市役所環境マニュアル改正を行い、移行への準備を整えることができました。また、環境マネジメントシステムに取り組み事業所を増やしていくことが必要ですが、地域ぐるみ環境ISO研究会20周年イベントやぐるみ通信の発行号数の増加などを行ったことで、多くの事業所に意識づけを行うことができました。しかし、企業等を取り巻くビジネス形態や社会的ニーズの変化等により、環境マネジメントシステムに取り組み事業所数が伸び悩んでいる中、取り組みやすい「いいむす21」への規格改訂が必要です。	地球温暖化対策の推進に関する法律 長野県地球温暖化対策条例	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(第14条、第15条)	中長期計画書及び定期報告書の毎年度7月末までの提出	○	—
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	ISO 14001の2015年版に対応する飯田市役所環境マニュアル改正を行い、移行への準備を整えることができました。また、環境マネジメントシステムに取り組み事業所を増やしていくことが必要ですが、地域ぐるみ環境ISO研究会20周年イベントやぐるみ通信の発行号数の増加などを行ったことで、多くの事業所に意識づけを行うことができました。しかし、企業等を取り巻くビジネス形態や社会的ニーズの変化等により、環境マネジメントシステムに取り組み事業所数が伸び悩んでいる中、取り組みやすい「いいむす21」への規格改訂が必要です。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	ISO 14001の2015年版に対応する飯田市役所環境マニュアル改正を行い、移行への準備を整えることができました。また、環境マネジメントシステムに取り組み事業所を増やしていくことが必要ですが、地域ぐるみ環境ISO研究会20周年イベントやぐるみ通信の発行号数の増加などを行ったことで、多くの事業所に意識づけを行うことができました。しかし、企業等を取り巻くビジネス形態や社会的ニーズの変化等により、環境マネジメントシステムに取り組み事業所数が伸び悩んでいる中、取り組みやすい「いいむす21」への規格改訂が必要です。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	ISO 14001の2015年版に対応する飯田市役所環境マニュアル改正を行い、移行への準備を整えることができました。また、環境マネジメントシステムに取り組み事業所を増やしていくことが必要ですが、地域ぐるみ環境ISO研究会20周年イベントやぐるみ通信の発行号数の増加などを行ったことで、多くの事業所に意識づけを行うことができました。しかし、企業等を取り巻くビジネス形態や社会的ニーズの変化等により、環境マネジメントシステムに取り組み事業所数が伸び悩んでいる中、取り組みやすい「いいむす21」への規格改訂が必要です。					
164	152	環境モデル都市行動計画進行管理事業	地域環境権条例を活用した持続可能な地域づくりに関する市民周知が十分ではありません。また、FIT(再生可能エネルギー)固定価格買取制度における太陽光発電の買取価格が下がり、経済的なメリットが低下し、電力事業を取り巻く制度も変化しつつあるため、より市民メリットを創出するためのやり方や条例認定における手続きの再検討が必要とされています。	飯田市環境基本条例	飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに関する条例	○	○
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	地域環境権条例を活用した持続可能な地域づくりに関する市民周知が十分ではありません。また、FIT(再生可能エネルギー)固定価格買取制度における太陽光発電の買取価格が下がり、経済的なメリットが低下し、電力事業を取り巻く制度も変化しつつあるため、より市民メリットを創出するためのやり方や条例認定における手続きの再検討が必要とされています。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	地域環境権条例を活用した持続可能な地域づくりに関する市民周知が十分ではありません。また、FIT(再生可能エネルギー)固定価格買取制度における太陽光発電の買取価格が下がり、経済的なメリットが低下し、電力事業を取り巻く制度も変化しつつあるため、より市民メリットを創出するためのやり方や条例認定における手続きの再検討が必要とされています。					
	市民協働環境部 対象: 環境課	環境課	地域環境権条例を活用した持続可能な地域づくりに関する市民周知が十分ではありません。また、FIT(再生可能エネルギー)固定価格買取制度における太陽光発電の買取価格が下がり、経済的なメリットが低下し、電力事業を取り巻く制度も変化しつつあるため、より市民メリットを創出するためのやり方や条例認定における手続きの再検討が必要とされています。					

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中	年		
部名	課名	30年度取組				間	間		
165	153	おひさまのエネルギー利用推進事業	近年、固定価格買取制度での価格が低減していることから太陽光発電設備の新規設置者が減少しています。 平成21年11月に余剰電力の固定価格買取の対象となった太陽光発電設備は平成31年で10年間の買取期間が終了することや、東日本大震災や熊本地震の影響によりエネルギー自立化のニーズの高まりもある中、発電された電気を蓄電し、利用していくことも求められています。	飯田市環境基本条例	温暖化対策の推進に関する法律	政府の地球温暖化対策計画に基づく、地方公共団体実行計画の順守	○	○	
	市民協働環境対象: 市民	地球温暖化防止に向けた取組として太陽エネルギー利用機器の設置補助を行い、太陽光発電設備188件、蓄電システム30件(太陽光発電設備と同時設置を含む)、太陽熱温水器24件の設置に対する補助金の交付を行いました。 メガソーラーいーだのPR施設に係る設備の維持管理を行い、太陽光発電の普及啓発に取り組みました。 地域の民間事業者との公民協働による太陽光発電事業を推進しました。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な分別及び保管 廃棄物の排出抑制	○	○		
	意図:	太陽光エネルギーを発電や熱として利用することで化石燃料使用の削減と省エネ意識の高揚を図り、温室効果ガス排出量を削減する。							
		環境にやさしい交通社会形成事業							
168	156	市民協働環境対象: 市民、事業所、行政	ハイオディーゼーセル燃料車及び電気自動車を公用車として活用し市民へのPRを図っていますが、更なる低炭素車両転換への推進が必要となります。 自転車市民共同利用システムでは、マイカーからの乗り換えを図ることで温室効果ガス排出量の削減を目指すため、自転車の効率的な配置やシテソウ利用者等の増加が必要となります。 併せて、事業を安全かつ安定的に継続するため、自転車の経年劣化に対応した維持管理が必要となります。 「地域ぐるみ環境ISO研究会」が地球温暖化防止に向けて取り組んでいるノーマイカー一斉行動を支援し、事業所・市民・行政が一体となり、地域ぐるみで温室効果ガスの削減への取組みを行いました。 低炭素な交通手段への転換を目的とした、自転車市民共同利用システムの運営を行い、自転車長期貸出しの利用者増進を図る取組を実施しました。 次世代自動車は、現在の市内に設置されているEV充電器の設置状況調査を行いました。また、EV技術及び開発状況について、引き続き最新の情報収集を行いました。	飯田市環境基本条例	温暖化対策の推進に関する法律	政府の地球温暖化対策計画に基づく、地方公共団体実行計画の順守	○	○	
	意図:	ノーマイカー通勤や公共交通の利用により、低炭素な移動手段への転換を推進することで、温室効果ガス排出量を削減する		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な分別及び保管 廃棄物の排出抑制	○	○		
				使用済自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管(自動車所有時)	○	○		
						引取証明書(自動車廃棄時)(1年)	—	—	
171	159	市民協働環境部	旧飯田測候所活用事業	指定管理者と協力し、利用者数・事業実施回数を増やし、環境教育の拠点やコミュニティ活動の拠点となる施設としての市民周知が必要です。 築90年を超える老朽化した施設のため、計画的なメンテナンスと小規模であっても適時・適切な修繕が必要で、年々維持コストが増していくことが想定されます。	飯田市環境基本条例	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器(エアコン・冷凍・冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	○	○
	意図:	旧飯田測候所を拠点として環境人材育成とコミュニティ活動が展開される。	指定管理者であるおひさま進歩エネルギー棟を通じて旧飯田測候所を適切に管理し、飯田自然エネルギー大学などの環境教育の拠点となる事業及びヒムス飯田賞を受賞した橋本面白俱樂部などの地域と協働したコミュニティ活動を創出するよう運営を行います。		廃棄物におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存		○	○	
175	381	上下水道局	水道課	水道事業は、全般的に専門技術、知識が必要とされる。 職員の退職・人事異動により十分な指示ができなくなる恐れがあるため、後継のできる技術者を途切れることなく確保していく必要がある。	水道法第2条 水道法第4条 水道法第5条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	○	○
	意図:	飯田市の水道利用者が安心して水道水を利用できるよう、水道施設の整備をすすめ、適切に施設の維持・管理を行う。	豪雨時等に水源の濁度が著しく上昇し、一時的に水道水を作れないことがあります。このような状況をできるだけ回避し、安定した水道水が供給できるように取り組みました。				○	○	
176	382	上下水道局	水道課	計画的に事業を実施すると共に、他事業との連携により、効率的な事業実施を行い鉛製給水管の解消を図ります。 配水本管から量水器までにある鉛製給水管を、計画的に布設替し、安全安心な水道水の提供を行います。	水道法 第4条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	—	—
	意図:	鉛製給水管を布設替することにより、安全安心な水道水の供給を行う	1.鉛製給水管布設替工事を単独で発注し布設替を実施しました。 2.老朽配水本管の布設替に伴う鉛製給水管の布設替を実施しました。 3.公道分漏水修理工事・宅内改修工事に伴う鉛製給水管の布設替を実施しました。 4.不明管の調査を実施し、鉛管の有無を確認しました。		公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上		—	—	
177	383	上下水道局	水道課	水道事業は、全般的に専門技術、知識が必要とされる。 職員の退職・人事異動により十分な指示ができなくなる恐れがあるため、後継のできる技術者を途切れることなく確保していく必要がある。	水道法第2条 水道法第4条 水道法第5条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	○	○
	意図:	飯田市の簡易水道利用者が安心して水道水を利用できるよう、水道施設の整備をすすめ、適切に施設の維持・管理を行う。	南信濃の遠山川右岸側居住区エリアの、押出地区と夜川瀬地区を連絡管で繋ぐことにより、遠山川に架かる2本の水管橋の1本に支障がおきても、断水することなく、安定的な水道水を提供することが可能になりました。		公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上		○	○	
178	384	上下水道局	水道課	現施設の運転を停止することなく、水道水の供給をしながらの更新であり、機器及び配管の切替方法を十分に検討し、実施における綿密な施行計画と迅速な実施が必要。 妙琴浄水場更新事業は、第一期工事として平成32年度竣工を目標に浄水池と管理棟の合棟による建設を進めました。	水道法 第5条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	—	—
	意図:	妙琴浄水場の更新整備を行い、水道水の安定供給を生活・事業基盤の向上を図る			公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上		—	—	
180	387	上下水道局	下水道課	平成25年度に下水道整備事業は終了したが、老朽化に伴う更新・改修・維持管理コストの増加が避けられない状況となっています。 少子高齢化社会の進展や人口減少社会を迎える中で世帯数は増加しており、引き続き関係法令の規定に適合する排水設備の設置等適正な管理指導を行います。	下水道法 飯田市下水道条例 飯田市農業集落排水処理施設条例	下水道法第5条 下水道法第9条第1・2項 下水道法第22条第1・2項	事業計画に位置付けた管路の点検 供用開始の公告縦覧 施設の設計、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認	○	○
	意図:	公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全する	・第1次飯田市下水道事業経営計画に基づき、下水道管路施設を適正に維持管理しました。 ・排水設備工事における確認・開始・完了等各種申請に対し関係法令に即した指導・確認・検査を行いました。 ・リニア関連等大型事業に伴う下水道本管・布設替、新設等に対し関係機関と連携し経済的・効率的な計画をしました。		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化 県知事への届出(請負額500万円以上の工事)	—	—	
							自家用発電施設の定期点検	○	○
							下水処理施設からの処理水の水質検査(月2回)と放流水基準の遵守	○	○
181	388	上下水道局	下水処理センター	松尾浄化管理センター他維持管理業務委託、農業集落排水処理施設管理業務委託における5か年の長期契約(3年目)を実施し、適切な維持管理を行うことにより、生活環境の向上と河川の水質保全を図りました。 松尾浄化管理センターでは、消化ガス発電(7基計175kw)を行い、下水道資源の有効活用、二酸化炭素及び電気使用量(発電電力を全量場内で使用)の削減を図っています。	下水道法、都市計画法、浄化槽法	下水道法 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、悪臭防止法	下水処理施設からの処理水の水質検査(月2回)と放流水基準の遵守 下水処理施設敷地境界線上の悪臭物質の測定及び結果の記録	○	○
	意図:	下水処理場の適切な管理・放流水質基準の遵守			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理時のマニフェスト(産業廃棄物管理票)の管理(搬出の都度)	○	○	
					大気汚染防止法	ばいり廃棄物施設からの排出ガスの成分検査(年2回)	○	○	
					浄化槽法	浄化槽からの処理水の水質検査と放流水基準の遵守	○	○	
					地元協議会、組合との覚書	水質検査結果等の年1回の報告及び協議	○	○	

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
		部名	課名	30年度取組				
182	389	下水道ストックマネジメント事業	平成27年度の下水道法改正により、下水道施設全体を対象としたストックマネジメント計画の策定が必要となりました。この事業は、維持・修繕及び改築に関する劣化状況の調査や、施設情報のデータベース化、施設不具合による被害規模、リスク評価等を行い、施設ごとの管理、整備目標を設定し、修繕・改築、施設整備を実施するものです。	下水道法、都市計画法、電気事業法	下水道法第22条第1・2項	施設の設計、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認	—	○
		対象: 下水浄化センター・下水道課		浄化槽法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	発注者の再資源化に要する費用の適正負担	—	—
		意図: ストックマネジメント計画(点検・調査等に基づく維持管理計画)を策定し、下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図る。	下水道施設の施設情報の収集・整理、リスクの評価等を行い、施設維持管理の目標設定、点検・調査計画の検討までを実施しました。	水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化	—	—
					建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	県知事への届出(請負額500万円以上の工事)	—	—
183	390	下水道長寿命化及び地震対策事業	下水処理、管路施設は老朽化により機能低下が見られるため、改築・更新工事を主体とした整備が課題であり、第1次飯田市下水道事業経営計画と整合させながら、補助事業を取り入れ、施設の長寿命化に取り組むことが必要です。	下水道法、都市計画法、電気事業法	下水道法第22条第1・2項	施設の設計、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認	○	○
		対象: 上下水道局		浄化槽法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	発注者の再資源化に要する費用の適正負担	○	○
		意図: 下水処理施設、管路施設	飯田市公共下水道長寿命化計画、農業集落排水処理施設機能強化事業、下水道総合地震対策計画による長寿命化、耐震化を計画的に実施し、下水処理施設、管路施設の延命化を図りました。	水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	分解解体及び建設資材廃棄物の再資源化	○	○
			※松尾浄化管理センター№2脱水機・ゲート設備長寿命化及び知久平処理場機能強化はH29+H30年度2か年の債務負担で実施しました。		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	県知事への届出(請負額500万円以上の工事)	—	○
203	189	林業振興事業	森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷に伴う採算性の悪化や担い手不足等も相まって、森林を維持管理していくことが、厳しい状況です。しかし災害対策や地球温暖化対策など森林の管理は必要不可欠なため、引き続き林業や森林の保全などを行っていきます。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管	○	○
		産業経済部	林務課	森林管理認証を取得したり、ブランド化など、木材を搬出し利用拡大するための環境づくりが求められています。		廃棄物の適正処置(産業廃棄物保管場所の表示)	○	○
		対象: 林業関係者、従事者、林業関係団体財産区	南信州森林認証協議会に参画し、上郷のイオンや東京のスカイタワーにおいて、上郷野度山財産区の認証材の普及活動を行いました。		特定家庭用機器再商品化法	特定家庭用機器の長期間使用と排出抑制、廃棄時の適正処理	—	—
		意図: 林業の活性化財産区の運営が円滑に処理される	財産区や生産森林組合との交流や情報交換を行いました。		使用済自動車の再資源化等に関する法律	自動車の長期間使用と排出抑制、購入時・廃車時の適正処理	—	—
210	196	林道整備事業	未改良区間が多数あるため、崩落の危険性の高い箇所を中心に効率的に事業を進める必要があります。降雨による崩落や落石倒木等が多く、林道通行者の安全確保が課題であるため、森林整備と木材搬出が多い路線を対象に重点化を図り経費を削減します。	森林・林業基本法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設資材廃棄物の再資源化等の促進	○	○
		産業経済部	林務課					
		対象: 未舗装、未改良部分の林道	森林整備や安全管理上、必要不可欠な林道の開設、改良、舗装工事を行い、木材運搬の効率化や通行の安全確保を図りました。また、老朽化した橋梁の補修工事を実施し、長寿命化と将来の架け替えコストの削減を図りました。					
		意図: 開設、改良、舗装工事を実施し、森林整備の作業効率や輸送及び生産性を向上させる						
214	200	林業施設管理運営事業	飯田市の直営により休館扱いとなっているどちの木の取扱いについて、上村まちづくり委員会の特別委員会で、今後の施設の在り方が検討されています。公共施設マネジメントを進める観点から、施設の活用方法を明らかにする必要があります。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管	○	○
		産業経済部	林務課		産業廃棄物保管場所の表示	産業廃棄物の保管場所の表示	○	○
		対象: 木工センターとちの木と林産物加工施設	上村まちづくり委員会において、活用方法の検討が行われています。林業施設のみにとられず地域おこしや観光面などからも検討をしております。					
		意図: 施設の利活用を図り、木材利用を促進する						
215	201	森林公園維持管理事業	高速交通網や交流人口の拡大など、時代の変化に対応した公園の在り方が求められています。今後は、観光と連携したグリーンツーリズムや森林空間を活かした地域振興につなげていく必要があります。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管	○	○
		産業経済部	林務課		産業廃棄物の保管場所の表示	産業廃棄物の保管場所の表示	○	○
		対象: 野底山森林公園	指定管理運営委員会に参加し、公園の指定管理について、協議しました。キャンプ場やマレットゴルフ場の柵など利用者が安全に利用できるように、ボランティア団体と協力して整備しました。					
		意図: 適切に維持管理を行い、利用の拡大を図る						
217	202	商工会議所活動運営補助事業	県が商工会議所に対して交付している小規模事業経営支援事業費補助金が、平成27年度に前年対比で3割減になったことから、商工会議所では平成27年度(1伴走型)による経営発達支援計画を策定し、支所体制や経営相談方法の見直しを行っています。これを受けて飯田市では、補助金の段階的削減を平成26年度までとし、平成27年度からは同額の補助を行っています。補助事業の実質的な成果の確認と検証が必要です。	飯田市商業振興事業補助金交付要綱	浄化槽法	保守点検、水質検査	○	○
		産業経済部	商業・市街地活性化課		飯田市商業振興事業補助金交付要綱	地域経済の発展を図るための会議所単独事業、地域経済活性化プログラムによる連携事業等を進める	○	○
		対象: 飯田商工会議所	地域全体の産業振興を図るため、商工業振興事業の実施、中小企業者等に対する経営指導及び情報提供等を行う飯田商工会議所に対して補助金を交付し、その運営を支援しました。					
		意図: 商工業振興事業の実施等に係る経費に対して支援を行うことにより、運営の健全化と産業振興の充実に図る						
219	204	商業活性化総合支援事業	大型総合スーパー等の進出や無店舗販売などの競合により地元小売店の消費はダウンしています。また、地域においては日常生活における商品の確保が困難となっています。財貨が地域外へ流出せず地元小売店の商品やサービスが地域内循環するような取組の構築や、各種団体と連携した買い物環境の確保が必要です。	飯田市商業振興事業補助金交付要綱	ホリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	PCB廃棄物の種類、収集・運搬、処分の方法の順守	○	○
		産業経済部	商業・市街地活性化課		アスベスト関連法	建築基準法、大気汚染防止法、労働安全衛生法等による取扱の順守	○	○
		対象: 既存商店、商工団体等	地域に密着した地域商業への再生や安全安心な商店街づくり、商店街のコミュニティ機能の向上に取り組む商店街等を支援し、商店街等の活性化や魅力向上を図りました。					
		意図: 地域生活を支える地元小売店の維持強化のため支援を行い、商店街の活性化や魅力向上、流通機能の改善を図る						
222	230	中心市街地活性化事業推進事務	中心市街地の中心拠点としての魅力向上をめざし、リニア中央新幹線長野駅との関係を踏まえた中心市街地のまちづくりを進めることで、賑わいの創出、来訪者の増加やまちなか居住の推進が図られることが求められています。これまで中心市街地が培ってきた都市基盤や潜在力を活かす、「小さな世界都市」を象徴する中心拠点として発展させていく必要があります。	中心市街地の活性化に関する法律	イベント後の片づけの徹底	関係者による清掃活動の実施	○	○
		産業経済部	商業・市街地活性化課					
		対象: 中心市街地	第2期飯田市中心市街地活性化基本計画に基づき事業実施及び進行管理を飯田市中心市街地活性化協会と連携しながら取り組みました。					
		意図: 活性化のための事業が展開され、中心市街地の魅力が向上し、来訪者が増加する	賑わいイベントの開催及び、日常の賑わいづくりに寄与するまちなか回遊促進事業を実施しました。電気小型バスの実証運行を効果的に進めました。また、駅前大型商業施設の閉店に伴う、買い物支援便として試験的運行にも取り組みました。明治大学との共同研究では、裏界線の可能性について取り組みました。次期中心市街地活性化基本計画の策定を開始しました。					

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
		部名	課名	30年度取組				
223	231	りんご並木活性化事業	「りんご並木まちづくりネットワーク」に多様な主体が参集し、様々な活動を実施したことにより、りんご並木に賑わいをもたらしています。歩行者天国イベントは定着していますが、更に工夫を重ね、マンネリに陥ることな新しい発信を継続することが課題です。		イベント後の環境美化	イベント後の清掃、美化作業	○	○
	産業経済部	商業・市街地活性化課	多様な主体が参加するりんご並木まちづくりネットワークを更に活性化させ、冬季を除き、ほぼ毎月開催しているりんご並木歩行者天国イベントを、市民がより楽しめるものとして開催しました。また、参加団体によるイベント後のクリーンアップなど環境美化事業を実施し、りんご並木及び周辺の美しいまちづくりを推進しました。		りんご並木に花を植える会による環境美化	共同作業による美しい並木の維持管理	○	○
	対象:	市民及び観光客	11月3日の「飯田丘のまちフェスティバル」では、新デジタル技術5Gによるまちづくりの可能性を視野に入れた、自動運転とVRコンテンツを融合したイベントの取組みをKDDIと連携し取り組みました。					
	意図:	りんご並木に愛着を感じて、訪れて回遊する。	平成30年度の人形劇カーニバルから40年・人形劇フェスタ20周年、世界人形劇フェスティバル、AVIAMA総会に合わせ、リニア時代にふさわしい人形劇のまち飯田を象徴する新たなとけい塔を整備することにより、「人形劇のまち飯田」を広PRすることができま。整備にあたっては、多様な主体の協力を得て、市民の財産という意識が醸成されることが重要です。なお、現在の人形とけい塔は故障中です。					
224	232	人形とけい塔管理事業	平成30年度の人形劇カーニバルから40年・人形劇フェスタ20周年、世界人形劇フェスティバル、AVIAMA総会に合わせ、リニア時代にふさわしい人形劇のまち飯田を象徴する新たなとけい塔を整備することにより、「人形劇のまち飯田」を広PRすることができま。整備にあたっては、多様な主体の協力を得て、市民の財産という意識が醸成されることが重要です。なお、現在の人形とけい塔は故障中です。		騒音規制法	工事による騒音の周辺への配慮した対応	○	○
	産業経済部	商業・市街地活性化課	新たなモニュメントの整備を市民会議と連携しながら取り組みました。					
	対象:	人形劇のまち飯田を象徴する新とけい塔	平成30年8月1日に新人形とけい塔「ハミングバール」のしゅん工式典を開催しました。					
	意図:	多様な主体の協力を得て整備する	平成30年8月の世界人形劇フェスティバル、AVIAMA総会において、新人形とけい塔「ハミングバール」を世界へお披露目することができました。					
225	372	卸売機能健全化推進事業	地元から仕入れしない市外流通による大規模スーパー等の隆盛や無店舗販売等流通環境の変化に対応した卸売市場の取扱量、取扱高の確保が必要です。また、開設から40年以上経過している市場施設の老朽化に対応した計画的な修繕対応が重要です。	飯田市地方卸売市場条例	アスベスト関連法	建築基準法、大気汚染防止法、労働安全衛生法による取扱の順守	○	○
	産業経済部	商業・市街地活性化課	卸売市場の健全な経営を図るために、市場関係法令業務の執行、市場施設等の管理、市場運営審議会等の開催をしました。	長野県地方卸売市場等に関する条例				
	対象:	公設卸売市場	卸売市場の健全な経営を図るために、市場関係法令業務の執行、市場施設等の管理、市場運営審議会等の開催をしました。	卸売市場法				
	意図:	健全な経営による安定した流通の維持	卸売市場の健全な経営を図るために、市場関係法令業務の執行、市場施設等の管理、市場運営審議会等の開催をしました。		名勝天龍峡の景観保全整備		○	○
232	216	天龍峡まちづくり支援事業	天龍峡再生プログラムによるおもてなしや、ご案内人による遊歩道散策が一定の成果を上げ、天龍峡を訪れる観光客数の増加につながっています。					
	産業経済部	観光課	これまで整備を進めてきた既存遊歩道・園路の改修がおおむね終わり、天龍峡温泉交流館も建替が終了しオープンしました。今後、開通が予定される天龍峡大橋を新たな天龍峡の魅力とし、連携させ、観光客数の増加につなげます。					
	対象:	天龍峡の観光客	「天龍峡再生プログラム」に位置付けられた事業を実施し、天龍峡の再生・活性化を図りました。					
	意図:	地域交流人口の増加	「名勝天龍峡整備計画」による事業を実施し「名勝天龍峡」の適切な保存管理と活用を図りました。					
237	221	産業振興事業	1. 名勝天龍峡整備事業の実施 2. 天龍峡観光案内所運営及びご案内人の育成 3. 地元関係団体の活動支援や観光情報の発信、誘客事業の実施 4. 名勝天龍峡ガイドサイン施設、龍東遊歩道歩道施設設計		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	-	-
	産業経済部	工業課	リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通などによる高速交通網の整備を見据えながら、地域の産業振興を図るためには、地域一丸となり共同受注等による付加価値の高い受注の獲得や製品等の高付加価値化が必要です。また、三遠南信地域をはじめとする広域的な連携により、新規顧客開拓や共同研究開発等の支援が必要です。		自動車廃棄時の適正処理		-	-
	対象:	飯田下伊那地域の企業、地域内製造業者、農産物生産販売事業者	(公財)南信州・飯田産業センターは、地域の産業支援機関としての機能強化のため、エス・パードへ移転が完了しました。各種展示商談会への出展支援、会員相互の情報交換会の開催、企業ガイドブックの作成や公式ウェブサイトの活用により、受注拡大を支援しました。食品産業相談員を配置し、食品の開発のために食品系試験室の本格稼働に向けた地域内企業等へのニーズ調査、試験機器の選定を行いました。産業親善大使を活用し、地元産品のPR活動行いました。地域内のデザイン向上につながる事業を実施しました。					
	意図:	地域産品の普及拡大と販路開拓支援、技術・経営力の向上付加価値の高い受発注の獲得とブランド力の向上	2027年開通予定のリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通などによる高速交通網の整備が進められていることから、当面信州地域が一気団結し、地域産業の底上げと持続可能な地域産業の構築を図る必要があります。					
241	225	産業振興と人材育成の拠点整備事業	エス・パードのⅢ期工事として、旧飯田工業高校機械科棟の改修や総合受付、メインエントランス等の増築を行い、南信州・飯田産業センター機能を整備しました。旧特別教室棟を改修し食品系試験室として整備しました。全ての建物の改修が完了し、南信州・飯田産業センターが南信州広域連合からエス・パードの指定管理者の指定を受けたことから飯田市工業課とともに上郷地籍から移転し、平成31年1月から業務を開始しました。		座光寺地区土地利用計画	屋外広告物、道路幅員、雨水排水に関する座光寺ルールの順守	-	○
	産業経済部	工業課	Ⅳ期工事は、Ⅲ期を延長し外構整備として駐車場や植栽、サイン看板等の整備に取り組んでいます。2019年6月中の完了予定です。					
	対象:	地方創生を担う人材、製造業者	三遠南信自動車道(仮称)龍江IC周辺区間の開通を見据え30年度一部分譲開始に向けた計画的な整備を進め、地権者及び関係機関との協議を速やかに行う必要がある。		環境影響評価法	自然環境調査の実施	○	○
	意図:	地域産業の振興や人材育成を推進する「産業振興と人材育成の拠点」の整備	(仮称)龍江インター産業団地計画地において、産業団地整備工事と自然環境調査を実施しました。産業団地整備工事では第1区画、調整池、市道1-71号線及び市道93号線の整備を行いました。現場での湧水処理及び残土処理に係る調整に時間を要したため、工期延長を行い2019年7月には完成する予定です。自然環境調査では、猛禽類のモニタリング調査と造成工事に伴う動植物の移植作業を行いました。また、残りの区画の造成工事に向け、調査検討を行いました。					
243	227	産業団地管理事業	産業団地の維持・管理内容が経年とともに年々増加傾向にあり、立地企業で組織する各産業団地連絡会の作業も実施しているが、危険箇所や特殊作業を要する箇所が広範囲である他、産業用地として管理を行う箇所も増加しています。このため、企業との共同作業及び管理業務委託を実施する事で、効率化を図り景観美化及び安全性の確保に向けて維持管理を定期的に行う事が必要です。		河川法	桐林専用排水管の水質検査結果を毎月報告	○	○
	産業経済部	工業課	飯田市で整備した産業団地4カ所(番入寺インダストリアルパーク、一本平産業団地、桐林環境産業公園、経塚原産業団地)及び工業課で所管している城山産業用地等の維持管理を行いました。また、調整池の機能維持のため、一本平産業団地調整池浚渫工事を実施しました。					
	対象:	市で整備した産業団地等	起業や研究開発を推進し新産業の創出を図るためには、事業にむけた統合的なサポートや共同研究等の支援により、起業、研究開発を支える環境づくりが必要です。					
	意図:	適正に維持管理	インキュベーターマネージャーを配置し、センターの管理及び運営を行うとともに、産業センターのコーディネーターも加わり、入居企業の研究開発から事業化、企業が抱えている課題に対する相談まで総合的な支援を行いました。空き室に対して地域内外からの施設利用を促進するために、情報発信や誘致活動を実施しました。信州大学航空機システム共同研究講座修了生と合同で研究成果発表会を実施し、高等教育機関との連携を図りました。					
244	228	環境技術開発センター運営事業	わかりやすい操作マニュアル等を整備し訓練の継続が必要です。		浄化槽法	浄化槽の保守点検・清掃・水質の検査	○	○
	産業経済部	工業課	機材については、適切な点検、修繕、更新をしていく必要があります。					
	対象:	起業、研究開発に取り組む者	内水排除の体制は、職員、電水開発組合、地元企業等により確立されており、操作員の技量向上と関係団体との連携を目的とした2回の排水訓練を実施しました。また、定期的な資機材の点検と必要箇所の修繕を行い、稼働に備えた取り組みを行いました。		自らの責任において適正に処理・廃棄物の再生利用等による減量化		○	○
	意図:	起業や研究開発を支えるための事業化に向けたサポート及び施設の管理運営	実際に、台風等による2回(7月と10月)の出動がありました。					
258	248	内水排除整備事業			特定家電用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)	-	-
	建設部	地域計画課			使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管(自動車所有者)、引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	○	○
	対象:	松尾地区の水害が想定される区域						
	意図:	生命と財産を守る						

H30年度 順守義務一覽表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中	年
部名	課名	30年度取組				間	間
260	建設部 地域計画課 対象: 飯田市全域 意図: 計画に基づく土地利用が行われる	リニア中央新幹線の開業に向けリニア駅周辺の土地利用・景観育成の検討が必要です。また、交流人口の拡大を目指す中において、住む人、訪れる人の双方にとって魅力ある地域づくりに向けた、計画的な土地利用と景観・緑の保全・育成を進める必要があります。 関係するまちづくり委員会と協力し、リニア駅周辺の土地利用、景観に関する検討を行いました。また、これらの検討に基づき、土地利用基本方針(地域土地利用方針を含む。)の変更を行いました。 都市計画の決定・変更の状況に応じ、関係する条例・規則の整備を行いました。	国土利用計画法、都市計画法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法	土地利用基本条例 景観条例、緑の育成条例	市及び地区の土地利用に係る方針決定、当該方針に基づく土地利用 市及び地区の景観・緑に係る方針決定、当該方針に基づく景観・緑の育成 開発と周辺環境及び景観との調整	○	○
	建設部 建設部 対象: 飯田市全域 意図: 建築基準法に適合する建築物等が築造される災害危険住宅に居住する者の生命と財産の安全が確保できる	県からは限定特定行政庁を外すよう依頼がありますが、人件費の面や組織上困難であるため現状のままとしています。災害危険住宅対策事業については、改修等も含めて事業者の意向に沿った事業になるよう補助要綱の整備や事業者への啓蒙等が必要です。 建築確認及び完了検査並びに建築確認に係る事前相談や指導など、建築基準法の規定による限定特定行政庁の権限に属する事務を行いました。 また、飯田市土地利用関係条例、建設リサイクル法や長期優良住宅法など他の法令及び条例による建築物に係る事務を行いました。 土砂災害特別警戒区域に存在する危険住宅の対策に関して、補助事業の啓蒙や相談を行い、危険なブロック塀の除却工事等への補助に関しては、事前相談や現地調査、補助に関する事務を行いました。	建築基準法、土砂災害防止法、長野県建築基準条例	建築基準法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 長期優良住宅の普及に関する法律 都市の低炭素化の促進に関する法律 エネルギーの使用の合理化に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	対象建築物の確認事務 対象建築物の届出受理 対象住宅の認定事務 対象住宅の認定事務 対象建築物の届出受理 対象住宅の認定事務 対象住宅の移転事務に関する事務	○	○
	建設部 建設部 対象: 公営住宅 意図: 老朽化した公営住宅のストック解消、長寿命化を目的とした施設整備による安全安心な公営住宅の確保	公営住宅は、真の住宅困窮者のための住宅であり、セーフティネットとしての役割を担う住宅として、将来的な需要を見据え供給及び管理を含めた安全安心で適正な住宅整備を図る必要があります。 二ツ山団地代替整備事業第7工区4棟16戸を竣工し、事業が完了しました。 建物の長寿命化を目的とした屋根及び外壁の塗装工事として北の原団地の2棟56戸の改修工事を行いました。また、公営住宅等長寿命化計画の見直し策定に際し、耐震性能の確認のため長野原団地、大堤団地及び樋口団地の耐震診断を行いました。	公営住宅法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 長野県地球温暖化対策条例	対象建設工事の通知 対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出書の提出 対象建設工事について省エネ措置の届出の提出	○	○
	建設部 建設部 対象: 土地改良事業 土木課 対象: 農業従事者、農村居住者 意図: 農作業の効率化と農地を保全する、農業施設の改修及び補修	高度成長期に整備した農業用施設の老朽化が進み、農作業に支障をきたすとともに、農住混在化が進んだことにより防災面での住民要望も多くなっています。 施設の改修及び補修により社会基盤の強化と農地の持続的な活用につなげ、国土保全のための役割を果たしていきます。 地域から多く要望が寄せられている、老朽化が進んだ農道・用排水施設の補修や更新整備を緊急性及び優先順位を考慮し進めました。	市営土地改良事業等の経費の賦課徴収に関する条例 飯田市農地保全型簡易基盤整備事業補助金交付要綱	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
266	建設部 建設部 対象: 社会基盤維持管理事業 土木課 意図: 道路、河川、水路の維持管理	高度成長期に整備された多くの道路・河川・水路等の施設構造物において、老朽化による経年劣化及び損傷箇所が年々増加しています。緊急性の高い箇所から修繕・補修を行っていますが、すべての対応ができていないため施設の劣化及び損傷が進行しています。 また、舗装補修についても、舗装の供用性能を一定水準に保つためには、ある程度まとまった規模の補修が必要です。 老朽化などにより傷んだ道路・橋梁・河川・排水路をバトロール等により早期に見出し補修すると共に、付属施設の維持管理を計画的に行っていく事で効率的、経済的に社会基盤の強化を図ります。 また、沿道の支障木等の管理、冬期の除融雪などを適切に実施する事で安全な交通の確保を図ります。	建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	—	—
	建設部 建設部 対象: 防災・安全対策事業 土木課 意図: 市道、河川、排水路 道路、河川、排水路の整備により社会基盤を強化する	災害時に市道は、緊急輸送路や避難路として利用されますが、未整備区間が多く存在し、計画的な整備が必要です。橋りょうなどの道路構造物についても、定期点検を進め、計画的に長寿命化を図るとともに、耐震整備も必要です。 道路や河川の危険箇所についても、点検を行い、危険度の高い箇所から順次整備が必要です。また、近年増加している集中豪雨などによる被害に対しても、順次改修要望に対応していく必要があります。 防災・安全対策が必要な道路整備、通学路安全点検に基づく危険箇所の整備を進めます。 道路施設の定期点検を進めるとともに、橋りょうの長寿命化及び耐震整備を進めます。 道路、河川の危険箇所の整備や排水路の整備を進めます。	河川法 道路法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
268	建設部 建設部 対象: 道路ネットワーク整備事業 土木課 意図: 幹線及び一般市道 幹線及び一般市道の整備により、社会基盤を強化	飯田市の道路ネットワークは、国道道を骨格として、それらをつなぐ市道で構成され、特に市道は市民生活に密着した生活道路として利用されていますが、幅員の狭い箇所や線形や勾配の危険な箇所が存在し、通行車両や歩行者の安全確保についで多くの改良要望が寄せられています。また、リニア時代に向けて、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を広く市内で享受するため、計画的な整備を行うことにより、安全で効率的な道路ネットワークを構築します。 拡幅等の整備が必要な路線は、地元との調整を図りながら路線の優先順位付けを行い、集中的に事業を執行することで早期に効果が発現できるように、計画的な道路整備を進めます。また、リニア時代に向けて、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を広く市内で享受するため、計画的な整備を進め安全で効率的な道路ネットワークの構築を目指します。	道路法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
	建設部 建設部 対象: 公園整備事業 土木課 対象: 市民、公園 意図: 誰もが安全・安心で快適に利用できる公園とするための施設改修及び修繕。中心市街地の活性化と賑わい創出につながる公園の再整備と施設の改修	飯田市の公園は開設年度が古い公園が多く、施設の老朽化が進んでいます。そのため、施設の更新・修繕が必要な箇所が増えています。また、対応が追いつかない状況です。定期点検や日常点検を実施し、施設の異常箇所の早期発見、迅速な修繕の対応が必要です。 また、多くの公園が災害時の避難地として指定されており、安全に避難できる様、施設の更新・修繕が必要です。 都市公園長寿命化計画に基づき今宮公園他4公園の遊具の更新を実施しました。また、老朽化に伴う公園施設、9箇所の改修工事を実施しました。 災害時の避難場所となっている中央公園(中央広場)の耐震工事を実施しました。	都市公園法 飯田市都市公園条例 飯田市手すり広場設置事業補助金交付要綱	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
270	建設部 建設部 対象: 飯田子ども森管理運営事業 土木課 対象: 市民、公園 意図: 様々な体験活動の場を児童に提供し、健やかな成長に資するとともに、安全・安心して公園を利用するための管理運営	体験活動事業の充実により、入園者数は増加していますが、木材を使用した施設が多いことから老朽化の進行が進んでいます。公園利用者が安全・安心して施設を利用できるよう、計画的な改修・修繕を図っていく必要があります。 遊具の点検、園地の清掃、草刈り、除草、植栽の整備を行いました。また、指定管理者及び各種関係団体主催のイベントを実施しました。 経年劣化による遊具等の施設の補修工事を実施しました。	飯田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例 都市公園法・飯田市都市公園条例 平成記念飯田子ども森公園条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うしなければならない。	廃棄物の適正処置	○	○
	建設部 建設部 対象: 飯田子ども森管理運営事業 土木課 意図: 様々な体験活動の場を児童に提供し、健やかな成長に資するとともに、安全・安心して公園を利用するための管理運営	体験活動事業の充実により、入園者数は増加していますが、木材を使用した施設が多いことから老朽化の進行が進んでいます。公園利用者が安全・安心して施設を利用できるよう、計画的な改修・修繕を図っていく必要があります。 遊具の点検、園地の清掃、草刈り、除草、植栽の整備を行いました。また、指定管理者及び各種関係団体主催のイベントを実施しました。 経年劣化による遊具等の施設の補修工事を実施しました。	飯田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例 都市公園法・飯田市都市公園条例 平成記念飯田子ども森公園条例	動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うなければならない。	動物の適正処置	○	○

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
		部名 課名	30年度取組					
273	255	飯田動物園管理運営事業	老朽化している施設が目立ち、来場者の観覧に支障を来しています。各種イベントを中心市街地の活性化に寄与できるよう、地元商店街等との連携を密にし、また、りんご並木や中央公園への回遊性を高めるようPRしていきます。	飯田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	○	○
	建設部 土木課	対象: 市民・来園者		都市公園法・飯田市都市公園条例	動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。		○	○
	意図:	動物園を憩いの場として、安全・安心して利用してもらい、入園者の増加を中心市街地の活性化につなげ、賑わいを回復する。	施設の点検、清掃を実施し、入園者が快適で安全に観覧できるよう環境整備を行いました。動物の生態や習性などの教育普及事業として、ナイスズー、動物ガイド等のイベントを実施しました。動物園の各種情報をわかりやすくするために、園内・外のサイン工事を実施しました。	飯田市立動物園条例				
274	348	災害復旧事業	多くの道路、河川、水路、公園、農業施設等では老朽化による経年劣化及び損傷箇所が急激に増加しています。災害を未然に防ぐため緊急性の高い箇所から改良・改修・修繕・補修等を行っていますが、すべての対応ができていないため、異常な天然現象における災害リスクの解消ができていない状況です。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象工事の通知	○	○
	建設部 土木課	対象: 飯田市が管理する道路、河川、水路、公園、農業施設及び個人農地	異常な天然現象(時間雨量20mmを超える降雨量若しくは24時間雨量で80mmを超える降雨量等)により災害が発生した時は、速やかに現地調査、被災状況の把握を行い、早期に復旧工事を行います。					
	意図:	道路、河川、水路、公園、農業施設、農地の災害復旧	30年度は、以下の災害に対する復旧工事等を行いました。 ①30年4月25日 豪雨 ②30年7月5日 豪雨 ③30年8月6日 豪雨 ④30年9月4日 台風21号 ⑤30年9月30日 台風24号	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律				
276	243	リニア関連道路整備事業	2027年開業予定のリニア長野県駅へのアクセス道路整備として、飯田市では座光寺PA～SJCの設置、長野県において、国道153号、座光寺上郷道路、県道市場桜町線の改良事業が本年度より、本格的に動きだしており、関連する市道も含め、事業進捗を図る必要があります。	道路法	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地について、教育委員会と調整・協議	○	○
	建設部 国県関連事業課	対象: リニア長野県駅へアクセス道路	・座光寺スマートICで必要な用地買収及び物件補償契約を実施しました。		発注者の再資源化に要する費用適正負担		—	—
	意図:	リニア長野県駅へのアクセス機能の向上	・一部準備工事を発注しました。					
277	244	国県関連事業	三遠南信自動車道飯橋道路2工区及び羽場大瀬本線の供用開始が間近となり、これらに起因する飯田市が施工する関連工事も含めて完了させる必要があります。	道路法	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地について、教育委員会と調整・協議	○	○
	建設部 国県関連事業課	対象: 三遠南信地域及び近隣町村など広域的な人物	・市場桜町線関連は、通学路の迂回路として児童の安全対策を図るため、道路改良等を実施しました。	河川法	発注者の再資源化に要する費用適正負担		—	—
	意図:	ストック効果を上げるための交通網の整備	・三遠南信自動車道飯橋道路2工区の供用開始に向け、天龍峡大橋梁歩廊及び尾林ハノ倉庫の事業進捗に努めました。 ・その他、国及び県事業に関連した地元要望の道路改良等を実施しました。					
281	375	市立病院介護老人保健施設運営事業	サービス収入の安定的確保のため、入所・通所利用者の安定的確保と老健本来の目的である在宅復帰支援を重点に事業を実施しました。利用者数の確保の点では目標値に到達できませんでしたが、在宅復帰率は6ヶ月平均で30%以上を確保することができ、サービス収入の確保の点では効果がありました。今後も引き続き努力します。	介護保険法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭防止措置)	○	○
	市立病院事務	市立病院介護老人保健施設	・入所サービスにおいては、算定要件の区分が「加算型」から在宅復帰をより推進する「在宅強化型」老健へ7月に移行し、年度末まで継続する事ができました。また、リハビリテーションの充実や施設内多職種及び市立病院や他事業所との連携強化にて取組み、施設入所利用率はほぼ昨年並みとなりました。 ・通所リハビリテーションでは予防介護にも取組み、要支援者の積極的な受入れを行い目標を達成する事ができました。 ・地域貢献活動の一環として行っている「認知症カフェ」は毎月1回開催でき、近隣の地域の方を対象とした「認知症サポーター養成講座」も、ゆづゆう主催にて2回開催する事ができました。	飯田市立病院介護老人保健施設条例	フロア類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	簡易点検、漏えい時の修理、点検・修理・充填・回収の履歴記録と保存	○	○
	意図:	介護を必要とする高齢者に安全安心なケアを提供します			消防法	消防用設備の点検及び結果の報告	○	○
282	7	広報広聴事業	広報いいたを中心とした各種媒体から発信する情報が、市民にわかりやすく伝わるとともに、マスコミを通じて情報提供を積極的にに行い、よりいっそうの情報浸透を図る必要があります。やらまいか提言をはじめとした市政への意見には迅速に回答するとともに、市政へ反映できるように努める必要があります。		消防法	消防訓練計画の届出及び訓練の実施	○	○
	市長公室 秘書広報課	対象: 全市民	・広報いいたの新しい取り組みとして制作したマンガ調の特集記事が、長野県市町村広報コンクールの広報紙市の部で優秀賞に入賞しました(広報いいた 6月1日号「図書館へGo!!」)		日常的環境改善運動が高揚するよう市民等に関連情報を提供する	広報いいたの発行において、環境関連の記事を毎月必ず掲載するよう努める	○	○
	意図:	市政に関する情報をわかりやすく提供することで、必要な行政情報が十分に入手できると感じる	・制作したテレビ広報が、長野県市町村広報コンクールの広報映像の部で最優秀賞に入賞しました(テレビ広報 11月「飯田型キャリア教育」)					
292	262	非常備消防事業	団員の安全装備品の充実を図り、活動に支障をきたすことがないよう、安全で魅力ある消防団を目指します。消防団に期待される活動が多様化している一方で、団員不足等は深刻な課題であり、事業内容の見直し等消防団の自助努力以外にも、団員の福利厚生の上など求められています。	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	局地化集中化激甚化する気象変動に起因する各種事業への危機管理対応	社会保障費の構成比増大による投資的経費の減少と限られた人員態勢での施策展開	○	○
	危機管理室	危機管理室	・第11次消防力(消防団)計画の3年目に当たり、継続して消防団員の安全装備品の整備を行いました。	消防団員の装備の基準				
	意図:	消防団員の安全装備品の充実を行う	・消防団における日常的な災害対応はもとより、期待される活動を具現化するため、安全装備品の充実を図りました。					
296	266	防災対策推進事業	防災情報発信の要となる防災行政無線の更新、被災者支援システムの構築などが早急に対応すべき課題となっているほか、防災資機材や備蓄品の充実及び維持・更新を計画的に行っていくことが必要となっています。自主防災組織による防災資機材の整備についても、地区防災計画に基づく着実な整備が求められています。住宅の耐震化に関しては、より効果的な補助制度構築が強く求められています。	災害対策基本法、災害救助法	局地化集中化激甚化する気象変動に起因する各種事業への危機管理対応	多様な複雑化傾向にある様々な危機管理事業への対応	○	○
	危機管理室	危機管理室	・防災行政無線デジタル化整備工事に着手しました。平成34年度までの5年間で17ヶ所(屋外拡声子局等)の更新を行います。	水防法、土砂災害防止法				
	意図:	自然災害や危機事案による死者ゼロを目指す	・市内の自主防災組織が行う施設整備に対して事業費の1/2以内の補助金を交付しました。 ・地震災害に強いまちづくりを進めるため木造住宅の耐震診断及び耐震工事に対して補助金を交付しました。 ・J-ALERT(全国瞬時警報システム)のバージョンアップに伴い設備の更新を行いました。					
298	44	会計事務	会計事務においては、法令等を遵守した正確、迅速な会計事務の継続に基づく良質な行政サービス提供が求められています。事務改善として、債権者の個人番号の安全管理、事務処理の効率化の見地から、源泉徴収に係る法定調書作成等の事務に加え不動産使用料についても会計課へ集約一元化した処理を開始しました。資金についてはマイナス金利等の金融情勢を注視し、歳計現金及び基金の安全確保で効率的な運用を引き続き行っております。	地方自治法(第168条、170条、第232条の4、第232条の6、第233条)、地方自治法施行令、飯田市財務規則 等	特定家庭用機器商品法	電気冷蔵庫廃棄時の適正処理、廃棄時における家電リサイクル券排出手控えの受領・保管(1年)	○	○
	会計管理室	対象: 市民及び債権者・債務者である個人法人等	会計事務の適正な執行を確保するため、年度回会計事務担当者研修会を開催及び会計事務3S強化月間を実施しました。それに合わせ、伝票返戻調査を実施し結果を公表することにより全庁的な問題意識を啓発し、法令等の遵守、適正な事務処理の重要性を発信しました。財政課と連携を図り庁内会議を発足し、職員全体の財務知識の底上げ、事務改善及び人材育成に取り組む中で、会計事務ハンドブックの改訂も行いました。全庁的な業務の効率化を図るため、公共料金等の一括口座振替を導入しました。資金については、有利で安全かつ効率的な運用を公金等管理委員会において検討し、管理方針に沿って基金の一括運用を実施しました。					
	意図:	市の行政活動に伴って発生した債権債務を正確迅速に事務処理し、予算執行結果を決算書として調製						

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
		部名	課名					
			30年度取組					
	346	学校給食運営事業	・食中毒等の大きな事故が発生することなく、給食提供ができています。	学校給食法	業務用冷凍空調機の適正管理及び点検	各調理場の冷凍空調機の簡易点検を、四半期に1回以上実施	○	○
	教育委員会	学校教育課	・JA及び全農を通して地元産の米・野菜を給食食材として提供してもらうなど、地産地消や食育に取り組んでいます。					
	328	対象: 調理場、児童・生徒	・平成27年度から稼働開始した竜峡共同調理場も、安定稼働しており、日々創意工夫が実践されています。					
	意図:	安全・安心な学校給食を提供する。児童・生徒が学校給食を楽しみにし、健康で楽しい学校生活を送ることができる。	安全安心な学校給食の提供と、調理施設の安定した運営のための以下の事業を行いました。					
			・調理業務の委託(丸山、矢高)調理員及び調理補助者の雇用					
			・調理施設の安全、衛生管理の徹底					
			・栄養士、調理員の健康管理					
			・栄養士、調理員の研修					
			・地域域消、食育の推進					
	300	公民館等耐震化整備事業	・計画の具体化に伴い関係者との円滑な調整が必要です。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理・管理	○	○
	335	生涯学習・スポーツ課	・上郷地域の中心部に位置する、学び、まちづくりや防災の拠点としての、自治振興センター及び保健センターも併せた機能を一体的に備えた施設、「利用者が利用上の利便性や安全性に配慮した地域の拠点として、次代を見据えた施設」を基本方針に、平成28年度から耐震化整備事業を進めてきました。30年度は、4月に旧上郷公民館及び上郷自治振興センターの解体工事を完了、新施設の建築工事に着手し、周辺整備事業として、進入路となる市道の改良と排水対策等の工事も併せて行いました。より利便性の高い施設とし、安全な施工を図るため、上郷地区、施工業者等との協議を行いました。31年3月に竣工、4月から供用開始しました。					
	教育委員会	対象: 上郷公民館・上郷自治振興センター						
	意図:	安全性を確保する						
	301	文化財保護事業	・考古資料館等の文化財関連施設は、公共施設マネジメントの取組で、今後のあり方の検討が必要です。	文化財保護法・長野県文化財保護条例	使用済自動車の再資源化等に関する法律(第8条)	引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	○	○
	教育委員会	生涯学習・スポーツ課	・緊急に保護すべき、または重点的に活用すべき文化財を明らかにし、計画的な文化財指定が必要です。					
	336	対象: 指定文化財、文化財関連施設、地域資産(地域にある自然・文化・歴史)、遠山の霜月祭(上村・南信濃)	・人口の減少と高齢化、生活様式の変化等により、伝統的な祭りなどの行事の実施や後継者の育成が困難な集落が増えています。地域の祭事であることを踏まえ、地域による後継者育成を財政面から支援します。	飯田市文化財保護条例・同施行規則・飯田文化財関連施設の設置条例及び規則		リサイクル券の保管(更新時)	○	○
	意図:	指定文化財及び文化財関連施設の適切な保存・維持管理、地域資産の価値の顕在化及び文化財指定、遠山の霜月祭の技術の継承・向上と後継者の育成への補助を行います。	・「中央構造線程野露頭」、「中郷流宮岩」を市天然記念物に、菱田春草筆「鎌倉時代開土の図」を市有形文化財に指定しました。また、市史跡「座光寺の石川除」について、上位指定の取組みを進めた結果、長野県史跡に指定されました。					
			・市天然記念物「遠山川の埋没林と埋没樹」について、上位指定(県天然記念物)の取組みを進めた結果、長野県教育委員会から県文化財保護審議会に諮問されました。					
			・所有者等による文化財の環境整備(立石の雄杉)や修理事業(旧瀧澤医院)及び後継者育成事業(遠山の霜月祭)に対し文化財保護事業補助金を交付し、活動支援を行いました。					
			・文化財関連施設の維持管理を実施しました。					
	303	埋蔵文化財調査事業	・調査にあたっては、現地見学会の開催等により、埋蔵文化財包蔵地の存在と価値を周知する必要があります。	文化財保護法	騒音規制法	規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域50db 第2種区域60db 第3種区域65db 第4種区域70db以下	○	○
	教育委員会	生涯学習・スポーツ課	・蓄積された埋蔵文化財情報を基に、遺跡分布範囲の逐次見直しを行う必要があります。	飯田市埋蔵文化財事前調査取扱要綱	振動規制法	規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域65db 第2種区域70db以下	○	○
	338	対象: 埋蔵文化財包蔵地	・個人住宅建設等に係る調査 3件(古城城跡、新池遺跡、別府中島遺跡)					
	意図:	国・県・市・個人及び民間事業者の土木工事等において、十分な保護措置を講じます。	・調査報告書作成 1件(下り松遺跡他12遺跡)					
			・単独事業の調査 2件(南本城城跡、寺所遺跡)					
			・県事業に係る調査 1件(丸山遺跡・飯田城下町遺跡)					
			・その他事業に係る調査 5件(切石遺跡、大休遺跡・羽場権現堂遺跡、大門原遺跡・座光寺原遺跡、上の城窯跡他2遺跡、上の坊遺跡・馬背塚古墳)					
			・遺跡範囲の見直しとホームページへの掲載					
	305	恒川遺跡群保存活用事業	平成28・29年度の2年間で史跡整備の基本となる整備基本計画を策定します。また、史跡整備に必要な情報を得るための存在目的調査や指定地の公有地化を計画的に進める必要があります。	文化財保護法	騒音規制法	規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域50db 第2種区域60db 第3種区域65db 第4種区域70db以下	○	○
	340	教育委員会	恒川官衙遺跡の史跡公園整備に向け、発掘調査・基本設計・用地取得に取り組ましました。	長野県文化財保護条例・同施行規則	振動規制法	規制基準の遵守(敷地境界線) 第1種区域65db 第2種区域70db以下	○	○
	意図:	国史跡指定地を含む恒川遺跡群の恒川遺跡群の実態解明に向け、調査・研究を進めるとともに、史跡指定地の公有地化の促進及び整備基本計画に基づく整備を実施し、適切に保存活用します。	事業地内での発掘調査を2箇所で行い、正倉院において同じ場所で見学された正倉建物を確認しました。調査中は現場を毎日公開するほか、調査成果を情報紙(恒川News)にまとめ座光寺地区内での組合回覧や現地見学会の開催等を通じて情報発信しました。					
			恒川清水周辺の発掘調査の結果を報告書としてまとめ、基本設計を進めました。					
			事業用地については、地権者のご理解をいただき取得を進めました。					
	343	体育施設整備事業	スポーツ施設は、設置後30年以上を経過する施設が全体の6割を占めており改修・修繕を必要とするものが多くなっています。利用者のニーズに配慮しながら、安全で良好な施設環境の維持に努める必要があります。		水銀に関する水俣条約	電池、化粧品や血圧計など水銀を含む9種類の製品の製造・輸出・輸入を2021年以降禁止に向けた対応	○	○
	344	教育委員会	生涯学習・スポーツ課	・社会体育施設(体育館、武道館、弓道場、運動場、野球場、アクアパーク、市民プール、B&G海洋センター、テニスコート、研修センター等)の改修・改修、備品の修繕、設置等を実施しました。				
	意図:	利用者が安全で良好な環境で利用できるように施設整備する。	・主要な体育施設である上郷体育館女子トイレの洋式化、バレーボール支柱用床金具の設置等を実施しました。					
	345	社会体育学校開放施設整備事業	各地区で地元の学校体育施設が活用され、コミュニティスポーツが活発に行われるよう、施設整備をする必要があります。		水銀に関する水俣条約	電池、化粧品や血圧計など水銀を含む9種類の製品の製造・輸出・輸入を2021年以降禁止に向けた対応	○	○
	346	教育委員会	生涯学習・スポーツ課	学校の体育施設を、学校教育に支障がない範囲で、社会体育の利用のために市民に開放し、スポーツの振興を図りました。各学校の照明機器及びスポーツ器具等の備品整備を行い、施設の充実を図りました。(上郷小学校体育館・飯田西中学校グラウンド・丸山小学校グラウンド、松尾小学校グラウンド・座光寺小学校体育館・浜井場小学校体育館)				
	意図:	利用者が安全で良好な環境で利用できるように施設整備する。						
	306	公民館維持管理事業	築30年を超える施設が多く、老朽化に伴って改修修繕の必要箇所が年々増加しています。	社会教育法	消防法	防火管理者の選任、消防用設備の点検、避難訓練の実施	○	○
	348	教育委員会	公民館	飯田市公民館条例	灯油タンクの管理		○	○
	意図:	公民館施設及びその利用者	・施設設備の適切な維持管理を行いました。	建築基準法、消防法等の施設保全上の関係法令				
		意図:	施設の適正な維持管理により、安全安心で快適な学習環境を提供して社会教育の振興に努める					
	307	南信濃学習交流センター維持管理事業	かつて公民館だった経過や図書分館が併設され南信濃地区にとって身近な施設ですが、施設を管理する臨時職員の安定的確保が難しい状況にあります。	飯田市南信濃学習交流センター条例	火災予防条例	灯油タンクの管理	○	○
	349	教育委員会	公民館	建築基準法、消防法等の施設保全上の関係法令		地下タンクの破損や事故が起きた場合の措置	○	○
	意図:	施設設備及びその利用者	・南信濃学習交流センターの貸し出しを行いました。					
	意図:	施設の適正な維持管理により、安全安心で快適な学習環境を提供する	・施設の維持管理を行いました。					
			・図書分館としての利用提供を行いました。					

H30年度 順守義務一覽表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中	年
部名	課名	30年度取組				間	間
363	教育委員会 対象: 勤労青少年ホーム運営事業 意図: 公民館 勤労青少年ホーム利用対象者 勤労青少年等を対象にした学習活動や余暇利用活動を支援し、次代を担う若者の定住を促進する。	利用者数等が減少傾向にあります。体育協会との合同事務所となっているため、スポーツ面で青少年のニーズに沿った新規事業を開拓していきよう取り組んでいく必要があります。ニート・引きこもりの青少年を対象とした若者の居場所づくりなどの新たな機能を付加した事業を展開していく必要があります。指定管理を含めた今後の施設のあり方について、検討を進める必要があります。 平成30年度から指定管理者による施設運営を開始し、サービスの拡充、自主事業の実施に取り組ましました。 ・使用申込受付時間の拡充 ・利用者向けフリーWiFiの設置 ・ワールドカップパブリックビューイング など	社会教育法 飯田市勤労青少年ホーム条例、飯田勤労者体育センター条例 消防法等の施設保全上の関係法令	火災予防条例 地下タンクの破損や事故が起きた場合の措置	灯油タンクの管理	○	○
						○	○
364	教育委員会 対象: 文化会館等管理運営事業 文化会館 市民 意図: 文化会館、人形劇場を安定的に安全・快適な環境で利用できるようにする。	飯田市公共施設マネジメントの基本的な考え方に基づき、施設の整備方針をふまえ計画的な改修を進めます。日常的な維持管理、定期点検を実施し、安全・安心・快適に施設を利用できるようにします。 ・文化会館を安全、安心、快適に利用できるよう日常的な維持管理、点検を実施しました。 ・大きな施設修繕として、ホール客席及び会館棟の屋上防水工事を実施しました。 ・文化会館、人形劇場、市公民館、県公民館の4つのホールを適切に利用できるよう、ホール業務を専門家に委託しました。	飯田文化会館条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管 消防法 消防法 消防法 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) フロン排出抑制法 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 電気事業法 消防法	産業廃棄物保管場所の表示(年度当初確認) 産業廃棄物保管場所の適正な管理(毎月確認) 防火管理者の選任(年度当初確認) 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施 廃棄時の適正な処置 廃棄時の適正な処置 自動車廃棄時の適正処理	○ ○ ○ ○ ○ - -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
						○	○
						-	-
						-	-
366	教育委員会 対象: 人形劇のまちづくり事業 文化会館 市民 意図: 人形劇フェスタのみならず、年間を通じて人形劇を鑑賞したり、体験したり、公演の企画運営をおこない、人形劇を通して文化芸術を楽しむ。	人形劇フェスタでは、参加証ツッペンの販売数が減少しています。市内外への広報宣伝の方法について、検討し対策を講じる必要があります。また、人形劇フェスタ開催期間以外でも年間を通じて人形劇を鑑賞したり、体験できるようにする機会を増やし、多くの市民に参加してもらう必要があります。 「人形劇フェスタ」だけでなく、保育園等へ巡回公演や学校で行われる人形劇活動への支援、いっしょに人形劇センターによる人形劇講座や人形劇公演を開催し、年間を通じて、市民が人形劇を鑑賞したり、演じたり、支えたりする機会を創出しました。 H30年度は人形劇のまちが生まれて40周年を記念して世界人形劇フェスティバルを開催しました。併せてAVIAMA総会、友好都市記念事業を開催し、人形劇の世界都市・飯田の魅力国内外に発信しました。 伊那谷の伝統人形浄瑠璃を次代に継承するため、後継者育成の取り組みや技術向上のための研修会を行いました。		消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告(今田人形の館、黒田人形浄瑠璃伝承館)		-	○
						○	○
367	教育委員会 対象: 竹田人形館管理運営事業 文化会館 市民 意図: 1人形美術の素晴らしさを鑑賞できるようにする。②人形劇のまちへの理解を深める。③施設を活用した多彩な活動を実施してもらう。	糸繰り人形の人形美術の素晴らしさを伝え、リピーターを増やす必要があります。 通常の展示替えに加え、世界人形劇フェスティバル期間中は、竹田練場も活用して全国の伝統人形芝居を紹介する企画展示を実施しました。また、常時糸繰り人形の美濃と操作体験ができる体制を整え、来館者に、静的な展示だけでなく、実際に動く糸繰り人形を楽しんでもらいました。 銀座NAGANOや屋神温泉、台湾の高雄市歴史博物館等への出張PR公演、川本美術館での企画展示、座光寺地区の行事と連携した展示や公演等を実施しました。 H31年度の開館20周年に向けて、記念作品の制作を開始しました。	竹田扇之助記念国際 糸繰り人形館設置条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 消防法 消防法 消防法 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	産業廃棄物保管場所の表示(年度当初確認) 産業廃棄物保管場所の適正な管理(毎月確認) 防火管理者の選任(年度当初確認) 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施 廃棄時の適正な処置	○ ○ ○ ○ ○ -	○ ○ ○ ○ ○ -
						○	○
						-	-
368	教育委員会 対象: 川本人形美術館管理運営事業 文化会館 市民 意図: 1人形美術の素晴らしさを鑑賞できるようにする。②人形劇のまちへの理解を深める。③施設を活用した多彩な活動を実施してもらう。	川本人形美術館開館10周年を総括し、人形展示や補修の在り方について研究する時期に来ています。指定管理者及び川本プロダクションと連絡を取り合い、より良い展示となるよう研究を進めます。 指定管理者であるNPO法人いっしょに人形劇センターの管理運営により、施設の管理、来館者の案内、営業活動、展示替え等を行いました。また、いっしょに人形劇センターの専門性を活かした企画展や体験プログラム等を実施しました。 地域団体と連携し、中心市街地のイベントに合わせたイベントや、美術館コンサートなどを実施しました。 川本プロダクション、指定管理者と連携し、人形の手・足など劣化の激しい部分について補修を行いました。 指定管理の最終年度となるため、今後の管理運営について検討し、指定管理者の公募を行いました。	飯田市地域人形劇センター条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 消防法 消防法 消防法 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	産業廃棄物保管場所の表示(年度当初確認) 産業廃棄物保管場所の適正な管理(毎月確認) 防火管理者の選任(年度当初確認) 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施 廃棄時の適正な処置	○ ○ ○ ○ ○ -	○ ○ ○ ○ ○ -
						○	○
						-	-
369	教育委員会 対象: 図書館管理運営事業 中央図書館 図書館利用者 意図: 安全かつ快適に利用できる施設管理を行います。	施設利用における安全性確保の観点から、緊急度の高い施設設備修繕を実施するほか、経費削減の観点から光熱水費をはじめとする経費の適切な管理を行うことが必要です。 ・安全に施設を利用できるよう設備点検等を行いました。 消防設備、電気設備、エレベーター、空調施設、非常用直 流電源装置、外壁改修調査 ほか ・安心して快適に施設を利用できるよう修繕や業務委託を行いました。 空調設備修繕、エレベーター機能維持修繕、照明器具修 繕、消防設備修繕、施設清掃業務、庭木剪定業務 ほか ・施設管理のための業務委託を行いました。 特定建築物等点検、休日夜間における警備 ・テナント監視による使用量調節や温度管理によって、昨年度に比べて電気使用量を9.9%削減しました。	図書館法 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示) 飯田市立図書館条例	消防法 消防法	第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理・廃棄 避難訓練の実施	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
						○	○
370	教育委員会 対象: 図書館購入・提供事業 中央図書館 市民 意図: 市民が求めるあらゆる資料や情報を提供する中で、生涯学習と課題解決を支援します。	市民が様々な興味や悩みなどの関心に基づいて、知りたいことを調べようとする情報収集やそれによる「課題解決」を支援すること、また充実した余暇生活のための読書への支援が、図書館利用の満足度を高めることにつながります。多様化、専門化するニーズを踏まえた図書の実売と、そのニーズに応えるサービスが必要です。限られた予算のなかで飯田市立図書館資料収集方針に沿って市民に活用される有効な選書が求められます。 ・図書の貸出状況や調査相談からニーズを把握して図書を購入し、リクエスト本を優先に速やかに登録・提供しました。 ・郷土資料の発行情報を把握し重点的に収集しました。 ・分館も含め全館で「予約」の案内や、レファレンスサービスによる調査の支援を積極的にに行い、利用が増えました。 ・社会的に話題になった事柄は素早くテーマ本コーナーを作り、蔵書の有効活用と共に、利用者の興味関心を高めるよう情報発信しました。	図書館法 飯田市立図書館条例 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示)		廃棄本処分量の削減	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
						○	○

	事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
		部名 課名	30年度取組					
371	324	図書館事業	あらゆる年代層への読書活動を進めるうえで、利用の少ない10代後半から40代の年齢層に対する新たな取り組みや、生涯にわたって豊かな生活の糧となる読書活動を幼少期から支援する取り組みをライフステージに応じて取り組む必要がありま	図書館法		環境関連のテーマ展示により市民への啓発に寄与する	○	○
	教育委員会	中央図書館	す。また、市民一人ひとりが学び、自らを高めることで豊かな地域を創造することにつながるためには、郷土ゆかりの資料(郷土資料)を活用した身近な学びの機会を提供することが求められます。	飯田市立図書館条例				
	対象:	市民	・子どもの読書活動推進に向けて、学校図書館と連携して研修会を開催し、情報交換や協議を行いました。	子どもの読書活動推進に関する法律				
	意図:	市民のあらゆる年代層への読書活動の推進により、市民の心豊かな生活を支援します。	・文学連続講座や地名講座、文章講座などの開催や、特別資料展など市民の学びが広がるような企画を行い、幅広い年代の参加がありました。					
			・図書館の本等を使って地域学習を行うことを支援し、市民の地域への関心を高めるよう、ホームページに掲載している地域資料リストの充実に向けて、リストを追加しました。					
372	325	美術博物館管理事業	・新聞活用講座を行い、図書館の資料やデータベースを使って情報検索する方法をPRしました。	博物館法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	○	○
	教育委員会	美術博物館	・建築以来30年を経過している施設設備の経年劣化等への対応を計画的に進めていく必要があります。	飯田市美術博物館条例	防火管理者の選任／消防用設備の点検(1回／年)及び結果報告／避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1・2回／年)／無停電電源装置の法定点検と報告(1回／年)			
	対象:	美術博物館の施設(建物・設備・備品)と展覧会等の事業	・観覧料金体系や開館時間等について、時代や社会のニーズに適したものにしてい必要があります。				○	○
	意図:	適切に管理運営する。当館所蔵の収蔵品を適切に管理する	・2018・2019年度に行う自然と文化展示室のリニューアルについて計画的に進めていく必要があります。					
			自然・人文展示室リニューアル改修工事ほか、屋上ドレン排水対策工事、照明設備、空調設備、機械等について優先度の高いものから修繕を行いました。					
373	326	美術博物館資料調査研究・収集保管事業	観覧者・入館者の受け、観覧料等の収納をしました。	博物館法	電気事業法	高圧ガス保安法第35条1項	○	○
	教育委員会	美術博物館	展覧会等が安全に開催できるように運営しました。	飯田市美術博物館条例	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	自家用電気工作物(自家用発電設備)の保安規程に準じた点検(1回／年)／保安規程の作成・遵守／主任技術者の選任	○	○
	対象:	伊那谷に存在する自然、人文、美術に関する事象や資料	日本博物館協会や全国美術館会議等、関連する6組織に加盟して研修会に参加し、リニューアルオープンのための視察や情報収集を行いました。					
	意図:	調査、研究、整理し、活用できる状態にする	柳田國男館、日夏秋之介記念館の運営管理をしました。					
			・地域に根ざした魅力的な展覧会や教育普及など博物館活動を行っていくためには、事象や資料を地域資源化するための継続的な調査研究が必要です。また、資料を効果的に活用するための整理とデータベース化も必要です。					
377	330	考古博物館管理運営事業	・夏田春草記念室の常設化に対応する収蔵作品や資料の増強と研究、整理が必要です。	博物館法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	○	○
	教育委員会	美術博物館	・収蔵資料の増加に伴い、収蔵保管スペースが不足しています。	飯田市美術博物館条例	防火管理者の選任／消防用設備の点検(1回／年)及び結果報告／避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1・2回／年)／無停電電源装置の法定点検と報告(1回／年)地下タ			
	対象:	①上郷考古博物館 秀水美人画美術館及び収蔵資料、作品 ②飯田下伊那広域圏の地域住民	自然・人文・美術に関する調査研究を行い、その成果を展覧会や講座に活用しました。研究成果は、学会での研究発表や、学術雑誌、研究紀要、伊那谷自然史論集等の研究誌を通じて公表しました。				○	○
	意図:	①施設、収蔵資料・作品の維持管理を行う ②展示、ワークショップ等を行うことで研究成果を公表する	調査研究及び展示充実のために必要な資料等の取得を計画的に実施しました。美術品等購入委員会に諮り作品や資料等を購入し、市民等から寄贈・寄託を受けました。					
			資料等を整理登録しデータベース化を進め、公開や閲覧に供しました。					
380	338	歴史研究所管理事業	・飯田市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、考古資料館との統合などの検討を進める必要があります。	飯田市歴史研究所条例	特定家庭用機器再商品化法	特定家電製品の適正な廃棄	—	—
	教育委員会	歴史研究所	・平成29年度から30年度末にかけて、上郷自治振興センター・同公民館の改築に伴い、臨時事務所が併設されます。	飯田市歴史研究所管理運営規則	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	庁用車の適正な廃棄	—	—
	対象:	市民、研究者等	・併設の「秀水美人画美術館」のあり方を検討してい必要があります。					
	意図:	地域遺産を発見・保存し、活用できる拠点として、研究所施設の維持管理、充実	上郷考古博物館では、改築中の上郷自治振興センター・公民館が一時的に併設となっており、秀水美人画美術館を含めて、運営と維持管理を行いました。					
			展示公開事業として、常設展示の充実と展示替え等を行いました。					
381	339	歴史研究所事業	普及公開事業として、各種ワークショップや講演会などを行いました。学校及び各種団体の学習を支援しました。	飯田市歴史研究所条例	歴史資料の保存・活用	地域に残る歴史的文書や歴史的価値のある行政文書の廃棄、散逸を防ぐ	○	○
	教育委員会	歴史研究所	来年度開催予定の展示及び、伊那谷の文化に関する調査研究活動を行いました。	飯田市歴史研究所管理運営規則				
	対象:	①市民 ②飯田・下伊那の文書、画像資料、歴史的建造物・景観等の史資料 ③歴史研究に携わる人又は興味がある人	・各研究員が基礎研究、共同研究や古文書、旧村役場文書などの調査、保存を実施しました。調査研究成果の市民への還元を、地域史研究集会(156名)、地域史講座(5回141名)の開催や「歴史研究所年報16」「飯田・下伊那の歴史と景観」等の刊行及び学校等公的機関への寄贈、一般販売を通じて実施しました。地域史講座では、実際に川路地区や座光寺地区で行った史料調査に基づいた報告を行いました。また、地域の学びの支援として、アカデミア(4回165名)、歴研ゼミ(88回460名)、学校等への出前講座(12回505名)を実施しました。研究人材育成として新たに市民研究員1名の認定し、候補者1名の応募を受け研究指導を行いました。					
	意図:	①飯田・下伊那の歴史への関心、理解を高める ②収集、調査研究、保存、また聞き取り調査等で地域の歴史文化を解明 ③支援、育成	・地域に残る歴史資料は市民にとってかけがえのない文化財産ですが、その多くが時間の経過と共に失われていく危機にあります。これらを調査・収集・整理・保存・公開し、市民や研究者等が活用できる環境を整え、飯田の魅力のひとつとして大切に継承していく必要があります。また、教育事業や刊行物の出版等を通じて広く市民に還元し、人材育成や地力高める活動を継続していくことも大切です。情報の公開、活用に向けたシステムの整備が求められています。					
			・各研究員が基礎研究、共同研究や古文書、旧村役場文書などの調査、保存を実施しました。調査研究成果の市民への還元を、地域史研究集会(156名)、地域史講座(5回141名)の開催や「歴史研究所年報16」「飯田・下伊那の歴史と景観」等の刊行及び学校等公的機関への寄贈、一般販売を通じて実施しました。地域史講座では、実際に川路地区や座光寺地区で行った史料調査に基づいた報告を行いました。また、地域の学びの支援として、アカデミア(4回165名)、歴研ゼミ(88回460名)、学校等への出前講座(12回505名)を実施しました。研究人材育成として新たに市民研究員1名の認定し、候補者1名の応募を受け研究指導を行いました。					
382	1	議員報酬	・議員報酬額や議員定数に関しては社会情勢や市民目線に留意し、議員自らが説明し、検証する必要があります。	地方自治法第203条及び飯田市議会の議員報酬に関する条例	議決権行使による市の意思決定	十分な議論を行い議会の意思決定をする	○	○
	議会事務局	議会事務局	★社会情勢を鑑み、議員報酬の3%減額措置を行っています。					
	対象:	市議会議員	市議会議員に議員報酬等を支給しました。					
	意図:	市議会議員に対し、議員報酬を支給します	・議員報酬 議長月額 499,000円(1名) 副議長月額 436,000円(1名) 議員月額 407,000円(21名)		市民要望の行政への反映	開かれた議会を行うことにより、広く市民の声を聞き市の施策へ反映させる	○	○
			・議員手当等 報酬×加算率1.45×支給率3.35					
			・議員共済費(市議会議員共済会) 共済負担率 38.2/100 事務費負担金 299,000					

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中	年
部名	課名	30年度取組				間	間
383	2 議会事務局 対象: 意図:	議会運営事業 議会事務局 民意を反映した市の意思決定 議決権限行使による民意を反映した市の意思決定と、それに資するための委員会審査・調査の質の向上、継続的な議会改革の推進及び広報広聴活動の充実。	・議会活動をととし、執行機関の活動を監視、評価すると共に、議会として政策立案能力を高める必要があります。 ・より民意を反映する議会を目指し、議会改革をととして、その機能を継続的に検証していく必要があります。 ・広報広聴機能の充実により、市民への説明責任を果たすと共に市民の声を聴き、情報の共有化を推進していく必要があります。 ★市民に分かりやすい議会を目指し、執行機関側から質問ができる「反問権」の検討を行いました。 ・各委員会の所管事務調査として視察や団体との懇談等を行い、課題に対する調査研究を進め、審査の質の向上、政策提言を目指します。行政評価を通し、執行機関への監視と提言を行いました。 ・議会だよりの発行、ケーブルTV、インターネットによる議会中継を実施しました。議会報告会を開催し、報告会において寄せられた市民からの意見等を起点として課題を抽出し、政策提言や政策提案等に取り組みしました。 ・議長会等へ参画し、国等の動向等情報を取得。関係自治体と課題を共有し、課題解決に向けた要望活動等を実施しました。	地方自治法第89条ほか、飯田市自治基本条例第22条から第27条の規定	議決権行使による市の意思決定 市民要望の行政への反映 開かれた議会を行うことにより、広く市民の声を聞き市の施策へ反映させる	○	○
	3 議会事務局 対象: 意図:	政務活動事業 議会事務局 飯田市議会各会派 飯田市議会の各会派に政務活動費を交付することにより、各種調査研究活動等を支援し、市の課題解決に向けた政策提言等に繋がります。	・市民に政務活動費の適切な執行と議会活動にどう生かされているか理解されるよう、使途について情報公開するとともに、調査研究報告会の開催や議会だより、市議会ホームページへの掲載により、事業内容を公表し、透明性の確保に努める必要があります。 ・政務活動費を飯田市議会の各会派に、議員一人あたり14万円を交付しました。 ・政務調査研究報告会を年2回前期と後期に分け、一般公開により開催し、会派ごとに調査研究及び研修した内容を報告し、会派間で情報共有するとともに議員の研修機会としました。 ・政務調査研究報告会の内容及び政務活動費の使途に関して、市議会ホームページへの掲載により情報の公表を行いました。	地方自治法第100条第14項から第16項まで 飯田市議会政務活動費の交付に関する条例並びに条例施行規則	議決権行使による市の意思決定 市民要望の行政への反映 開かれた議会を行うことにより、広く市民の声を聞き市の施策へ反映させる	○	○
		一般事務及び施設管理業務 座光寺自治振興センター		廃棄物の保管 施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止 家電類の廃棄 公用車の廃棄	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置 防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 貯蔵、取り扱い、自主点検の実施 第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施 家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施 リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
		一般事務及び施設管理業務 松尾自治振興センター		廃棄物の保管 施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止 家電類の廃棄 公用車の廃棄	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置 防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 貯蔵、取り扱い、自主点検の実施 第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施 家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施 リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
		一般業務(一般事務) 下久堅自治振興センター		施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止	防火管理者の選任 消防設備点検 避難訓練の実施 第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理・廃棄	○ ○ ○ ○ ○	
		一般業務(施設管理) 下久堅自治振興センター		施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止	防火管理者の選任 消防設備点検 避難訓練の実施 第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理・廃棄	○ ○ ○ ○ ○	
	施設管理業務 下久堅自治振興センター		施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止 家電の廃棄 公用自動車の廃棄 灯油貯蔵タンクの管理 LPガスボンベの管理	防火管理者の選任 消防設備点検 避難訓練の実施 第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理・廃棄 特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 自動車廃棄時の適正処理 危険物の基準に従った貯蔵及び取り扱い 危険物の基準に従った貯蔵及び取り扱い	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	一般事務及び施設管理業務 上久堅自治振興センター		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 消防法 消防法 消防法 建築基準法 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 家電リサイクル法 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 国家賠償法	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置 防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) EVの点検及び結果報告 貯蔵、取り扱い、自主点検の実施 第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施 廃棄時の適正な処置の実施 リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施 施設の適正な管理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	30年度取組					
	一般事務及び施設管理業務 千代自治振興センター			施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止 家電類の廃棄 公用車の廃棄	防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 貯蔵、取り扱い、自主点検の実施 第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施 家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施 リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	一般事務及び施設管理業務 龍江自治振興センター			施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止 家電類の廃棄 公用車の廃棄	防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 貯蔵、取り扱い、自主点検の実施 第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施 家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施 リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	一般事務及び施設管理業務 竜丘自治振興センター			特定家庭用機器再商品化法 使用済み自動車の再資源化等に関する法律 竜丘地区基本構想 竜丘地区基本構想 竜丘地区基本構想 竜丘地区基本構想 竜丘地区基本構想 竜丘地区基本構想 竜丘地区基本構想 竜丘地区基本構想	テレビ、冷蔵庫の廃棄時の適正な処置の実施 リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施 動植物の保護活動の推進 親水性の高い河川護岸の整備と里山の維持保全整備 シンボルフラワー・ツリー等による快適環境の創出 地域ぐるみによる不法投棄対策と美化活動の促進 リデュース・リユース・リサイクルの推進 家庭における環境家計簿の取組みの推進 良好な景観づくりへの参加促進 小水力発電の実証実験の導入 新川等における水力発電事業の復活 太陽光発電等の利用促進	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	一般事務及び施設管理業務 川路自治振興センター			廃棄物の保管と管理 施設の管理 施設の管理 施設の管理 灯油貯蔵タンクの管理 フロン類の漏出防止 家電類の廃棄	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置、早めの除去 防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 貯蔵、取り扱い、自主点検の実施(毎月1回) 第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施 家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	一般事務 三穂自治振興センター			温室効果ガスの抑制 施設の管理 施設の管理 施設の管理 施設の管理 施設の管理 施設の管理	適切な購入、環境整備 防火管理者の選任 指定管理施設含む消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年) 合併浄化槽の点検 フロンガスの適切な管理 産業廃棄物の適切な処理 灯油タンクの適切な管理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	一般事務・施設管理 山本自治振興センター			温室効果ガスの抑制 施設の管理 施設の管理 施設の管理	適切な購入、環境整備 防火管理者の選任 指定管理施設含む消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	伊賀良公民館施設管理事業 伊賀良自治振興センター			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 消防法 消防法 消防法 南信州広域連合火災予防条例	業務用冷凍空調機器(エアコン)に係る ①簡易点検(四半期1回以上) ②漏えい時の修理 ③点検・修理・充填・回収の履歴記録と記録保存 廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年) 防火管理者の選任 消防用設備の点検(1回/年) 避難訓練計画書の届出及び訓練の実施 1回/年又は2回/年 灯油タンク等の管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

事業No.	事務事業名	課題認識	法令	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	30年度取組					
	伊賀良自治振興センター行政事務遂行事業 伊賀良自治振興センター			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適正な保管(分別の徹底・飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	○	○
				廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	○	○
				フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器(エアコン)に係る ①簡易点検(四半期1回以上) ②漏えい時の修理 ③点検・修理・充填・回収の履歴記録と記録保存	○	○
				フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存	—	—
				使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管(自動車所有時)	○	○
				特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)	○	—
				消防法	防火管理者の選任	○	—
				消防法	消防用設備の点検(1回/年)	○	—
				消防法	避難訓練計画書の届出及び訓練の実施 1回/年又は2回/年	○	○
				南信州広域連合火災予防条例	灯油タンク等の管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	○	○
				廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
				施設の管理	防火管理者の選任	○	—
				施設の管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	○	—
				施設の管理	避難訓練計画書の届出及び訓練の実施(1回/年)	○	○
	一般事務及び施設管理業務 県自治振興センター			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施	○	○
				フロン類の漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	○	○
				家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施	—	—
				公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	—	—
	施設管理・一般業務 上郷自治振興センター			廃棄物の処理及び清掃	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	○	○
				//	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	○	○
	一般事務及び施設管理業務 上村自治振興センター			使用済み自動車の再資源化	リサイクル料金の支払い引き取り業者への引き渡し	—	—
				廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
				消防法に関する施設管理	防火管理者の選任	○	○
				消防法に関する施設管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	—	○
				消防法に関する施設管理	避難訓練計画書の届出及び訓練の実施(1回/年)	—	○
				浄化槽法	保守点検及び清掃(1回/年)・指定検査機関による水質検査(1回/年)	○	○
				フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	第一種特定製品の適正な管理と点検等の実施	○	○
				灯油タンク等の管理	貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施(南信州広域連合火災予防条例)	○	○
				使用済み自動車の再資源化	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処理の実施	—	—
				家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施	—	—
	一般事務及び施設管理業務 南信濃自治振興センター			廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
				消防法に関する施設管理	防火管理者の選任	○	○
				消防法に関する施設管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	○	○
				消防法に関する施設管理	避難訓練計画書の届出及び訓練の実施(1回/年)	○	○
				フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	第一種特定製品の適正な管理と点検等の実施	○	○
				使用済み自動車の再資源化	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処理の実施	—	—
				家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施	—	—